

亀岡市地域福祉計画

支え合い助け合いのある 顔の見えるまち ～かめおか～



平成17年3月

亀 岡 市

はじめに

今日、地域社会においては、少子高齢化や核家族化の急速な進展、また市民のライフスタイルの多様化やプライバシーの意識の高まりなどから、身近な交流やコミュニケーションが希薄化するなかで、家族や地域で支え合う機能が弱まってきています。



こうした状況は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭において、不安や孤立感を抱え、ひとりで悩む人が増えるなど、何らかの支えを必要としている人々に様々な影響を及ぼしています。ひいては孤独死、虐待、引きこもりなどの社会問題を引き起こす要因にもなっています。

市民の皆さんの願いは、住み慣れた地域で心安らかに安全に健やかな日々を送れることだろうと思います。

隣近所の人たち、さらにすべての市民が、お互いを理解し合おう、認め合おう、尊重し合おう、許し合おう、助け合おう、支え合おうという気持ち、いわばお互いが家族のように相手を思いやる温かな気持ちでつながる人間関係・絆（きずな）を築き、“家族的な地域社会”を創っていくことが大切です。

このような地域社会を築いていくためには、阪神淡路大震災を契機として各地域で活発化しているボランティア活動やNPOなどの市民活動などをより充実させるとともに、地域での人と人とのつながりを大切にして、隣近所でお互いに助けたり、助けられたりできる顔の見える関係やネットワークづくりを進めていくことが重要となってきます。

そこで、本市では市民の皆さまの参画や共働を得て、「だれも排除されない、だれも差別されない、すべての市民がともに生きる寛容で懐（ふところ）の深い社会の実現」を理念に掲げ、地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画を基本的指針として、市民の日常生活上の不安や孤立感の解消、福祉課題の解決に向けて、共助・互助による福祉サービスを促進し、顔の見える福祉コミュニティづくりに向けた取り組みを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、貴重なアイデアやご意見、ご提言をいただきました亀岡市地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成17年3月

亀岡市長

栗山正隆

目次

序章 地域福祉って何？	5
1. まずは、私たちのまち「亀岡」の再確認	6
(1) 亀岡はこんなまち	6
(2) 亀岡の生い立ちと発展	7
(3) 府下に先駆けた「福祉都市」	8
2. 私たちを取り巻く環境も変わりつつあります	9
(1) 地域社会が変わりつつあります	9
(2) 福祉の制度が変わりつつあります	10
(3) 市民と行政の関わり方が変わりつつあります	11
3. 地域福祉の必要性	12
(1) 「顔の見える関係」の大切さ	12
(2) “気づき”からの支え合い・助け合いの取り組み	13
第1章 亀岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1. 亀岡市の地域福祉を取り巻く現状	16
(1) 少子・高齢化等の現状	16
(2) 地域福祉を支える活動	23
(3) 市民の地域福祉に関する意識	30
2. 「市民参画による計画づくり」を通した課題抽出	32
(1) 計画策定の経過（プロセスを重視した計画づくり）	32
(2) 計画策定の手法（平成16年度）	34
3. 地域福祉を推進する上での課題	35
(1) 地域ぐるみの福祉活動の促進に関する課題	35
(2) こころ豊かに安心して生活できる環境づくりの推進に関する課題	38
(3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進に関する課題	40

第2章 地域福祉計画の基本理念・視点・目標	43
1. 計画の基本理念	44
2. 計画の視点	46
3. 計画の3つの目標	47
(1) 地域ぐるみの福祉活動の促進	47
(2) こころ豊かに安心して生活できる環境づくり	47
(3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり	47
第3章 地域福祉計画の基本的な考え方	49
1. 計画の目的	50
2. 地域福祉の対象	51
3. 地域福祉推進の担い手	51
4. 計画の位置づけ	52
(1) 根拠法令及び市総合計画等との関係	52
(2) 保健福祉分野の個別計画との関係	52
(3) 地域福祉活動計画（亀岡市社協の活動計画）との関係	52
5. 計画の圏域（地域のとらえ方）	55
6. 計画の期間	56
第4章 計画推進のプログラム	57
1. 地域ぐるみの福祉活動の推進	58
(1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進	59
(2) 地域住民による支え合い活動の促進	60
(3) 地域福祉ボランティアの育成・活動の推進	61
(4) 社会福祉協議会との連携強化	63
2. こころ豊かに安心して生活できる環境づくり	64
(1) 人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成	65
(2) 災害時や防犯に備えた地域連携	66
(3) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり	67
(4) 人にやさしいまちづくりの推進	69

目 次

3. 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり	70
(1) SOSを見逃さない地域の仕組みづくり	71
(2) 地域の相談体制と情報提供の充実	72
(3) 福祉サービス利用者の権利擁護	73
第5章 計画の推進に向けて	75
1. 市民と行政が共働して進めていく重点的な取り組み	76
(1) 地域の見守りと支援体制	78
(2) 緊急時における地域での相互扶助	80
(3) 福祉コミュニティづくり	82
(4) 福祉コミュニティを担う組織等の育成支援とその役割	84
(5) 地域ぐるみ活動の拠点づくり	90
2. 市、地域住民、関係団体、事業者等の共働とパートナーシップの構築	92
(1) 地域住民、NPO、ボランティアの役割	93
(2) 民生委員・児童委員の役割	93
(3) 社会福祉協議会の役割	93
(4) 社会福祉事業者の役割	94
(5) 行政の役割	94
3. 地域福祉推進体制の整備	96
(1) 計画の効果的な推進	96
(2) 地域の独創性、行動力への期待	96
資料編	97
亀岡市地域福祉計画策定のプロセス	98
亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	99
亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	100
福祉諸計画策定にかかる「庁内戦略会議」設置要綱	101

kameoka

序 章 地域福祉って何？

まずは、私たちのまち「亀岡」の再認識
私たちを取り巻く環境も変わりつつあります
地域福祉の必要性

序 章 地域福祉って何？～地域福祉の必要性～

1 まずは、私たちのまち「亀岡」の再確認

突然「地域福祉」と言われても、「地域福祉って何？」「地域福祉って何で必要なん？」と皆さんは首をかしげることでしょう。

そんな皆さんの疑問に答えるために、これから「地域福祉」のことをお話ししていきますが、その前に皆さんに知っておいていただきたいことがあります。私たちの暮らす「亀岡」のことです。

(1) 亀岡はこんなまち

～水と緑とにぎわいのまち～

亀岡市は、京都府下最大の穀倉地帯であり、水の流れが美しい保津川や季節を彩る美しい山並など自然環境に恵まれ、同時に京阪神の大都市圏と隣接する利便性もあわせ持った「水と緑とにぎわいのまち」です。



(2) 亀岡の生い立ちと発展

～住みやすく、ふるさとのおもかげがただようまち～

亀岡市は、昭和30年1月1日、当時の南桑田郡1町15か村の大合併により人口38,089人の都市として誕生しました。

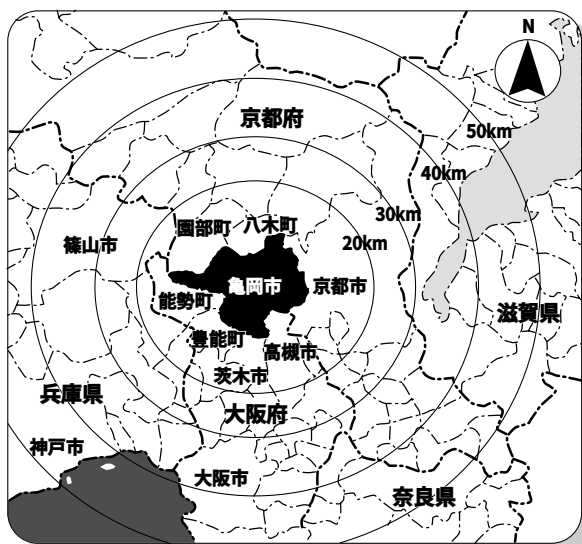
京都市の西方約20kmの距離に位置し、北は園部町、八木町、東は京都市に、南と西は大阪府に接しています。また、西側は兵庫県にもほど近い距離にあります。

京都府の中心である京都市とは、地形的に分断されていますが、JR西日本山陰本線の複線電化や国道及び京都縦貫自動車道の整備によって結びつきが強化され、住宅都市としての機能を強めながら発展してきました。

また、同時に丹波地域の玄関口であり、その中心として、独自の都市圏を持つ自立性もあわせ持っています。

このように亀岡市は、ベッドタウンとしての側面、口丹波地域における商業・サービス業の中核拠点、そして、ふるさとしての農村地域など様々な様相をみせています。このため、暮らしの場においても地域特性がみられ、都市的生活課題と農村的な生活課題が混在している状況にあります。

これらの課題を私たち市民共有のものとして受け止め、人や地域のネットワークで互いに補いあいながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいくことが今後必要となっています。



共働

共働とは、市民と行政がともに働きまちづくりを行っていくことを意味する。

第3次亀岡市総合計画

総合計画は自治体による行政運営の総合的な指針。地方自治法により定められる基本構想と、これに基づく基本計画と実施計画からなる。現在、基本構想（計画期間2001～2015年）と基本計画（計画期間2001～2010年）を指針として、「聖なる水と緑の奏でる知恵の郷」を将来都市像としたまちづくりを進めている。

NPO＝民間非営利組織

Non-Profit Organization

医療・福祉・環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし国や府に届け出て法人格を取得し、活動されている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

ボランティア

個人の自発的な意志により、福祉などの事業活動に参加する人、もしくは行為そのもの。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合がある。

このように、私たちがふだん何気なく生活している「亀岡」をあらためて振り返ってみると、様々な発見がありますね。

ただ「水や緑が豊か」なだけでなく、「にぎわい」もある。ただ「住みよく利便性がある」というだけではなく、人のこころをほっとさせる「ふるさと」のおもかげがただよっている。

私たちが暮らしている亀岡は、いろいろな「顔」をもっています。

では、福祉の取り組みから、もう一つの亀岡の「顔」をみてみましょう。

(3) 府下に先駆けた「福祉都市」

～支え合い、助け合うあたたかいまち～

亀岡市では、昭和57年3月に、今日の地域福祉時代を先取りするかのような「市民と行政の共働※による福祉の充実した豊かなまちづくり」を目指した「福祉都市宣言」を京都府下自治体に先駆けて宣言し、安全で快適な生活環境を整えるとともに、福祉施設の拡充、福祉活動の充実などきめ細やかな福祉施策を推進しています。

そして近年は、総人口が伸び悩むなかで少子高齢化や家族の変化は確実に進んでいます。また、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、市民相互の連帯による支えを必要とする人々は、今後ますます増えていくことが予想されています。

私たちのまちの羅針盤である「第3次亀岡市総合計画※」には、「支え合い、助け合うあたたかいまち」の実現という福祉の将来像が描かれています。この将来像に向かって、私たち市民の参画そして行政との共働のもと、地域社会での様々な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりを、亀岡市社会福祉協議会をはじめ、亀岡市民生委員児童委員協議会、NPO※、ボランティア※団体、各種福祉団体等の連携・協力により進めています。

亀 岡 市 「 福 祉 都 市 」 宣 言

健康で文化的な生活の基礎条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力することによってもたらされるものである。

この様な自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

ここに、決意を新たにして、すべての亀岡市民とともに亀岡市を「福祉都市」とすることを宣言する。

昭和57年3月29日

2 私たちを取り巻く環境も変わりつつあります

皆さん、かなり亀岡の「顔」がみえてきたのではないのでしょうか？

しかし、私たちを取り巻く社会環境は大きな変化の時期を迎えています。この変化により、いま、亀岡にも地域福祉が必要とされているのですが、それでは、その「変化」とは一体どのようなことなのでしょう。

私たちを取り巻く社会状況を3つの視点から整理してみましょう。

(1) 地域社会が変わりつつあります

～少子高齢化、家族の変化、そして地域のつながりの希薄化～

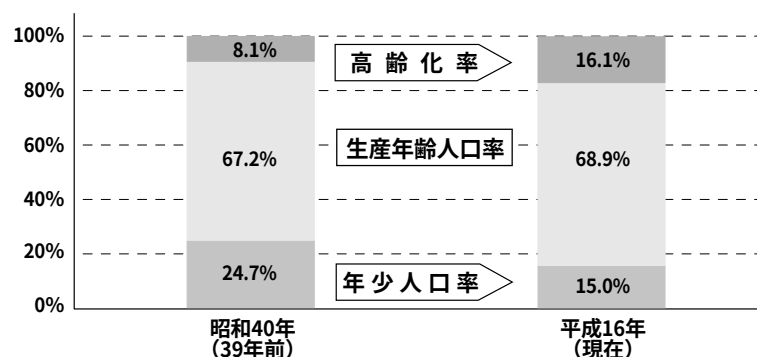
1つ目は、少子高齢化と地域社会の変化ですが、少子高齢化が急速に進むなかで、家庭や地域社会も、その姿を変えてきました。

少子高齢化の急速な進行、都市化・家族の変化が進み、さらには市民意識の変化にともなって、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、市民がともに助け合い、支え合うという社会的なつながりも希薄になりつつあります。

さらに、右肩上がりの成長型社会は終わり、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、青少年や中高年の生活不安やストレスを増大させました。自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題として噴出しています。人々の考え方も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変わりつつあります。

こうした社会状況のなかで、社会全般にわたって、市民がお互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなってくるとともに、新しい時代に対応できる社会システム※、福祉システムが求められるようになってきました。

亀岡市の少子高齢化の推移



システム

組織的に機能するような制度、仕組みのこと。

高齢化率

総人口中に占める「65歳以上の高齢者の人口割合」

生産年齢人口率

総人口中に占める「15歳以上64歳未満の人口割合」

年少人口率

総人口中に占める「15歳未満のこどもの人口割合」

措置制度

行政がサービスを決定し提供する制度のこと。

社会福祉法

昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法が大幅改正され、平成12年（2000年）6月から社会福祉法として施行されている。法改正の理念は、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進であり、このため福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービス利用者の利益の保護を図るとともに、市町村地域福祉計画などの策定や、その他の地域福祉の推進を図るための規定を整備した。

(2) 福祉の制度が変わりつつあります

～受ける福祉から利用する福祉～

2つ目は、増大多様化する福祉ニーズに対応するための福祉制度の変化ですが、社会福祉制度は、戦後間もない時期における生活困窮者の保護・救済を目的として出発し、その後の経済成長とともに発展してきました。そして、昭和26年（1951年）の社会福祉事業法制定以後の50年間、その基本的な枠組みに変更が加えられることはありませんでした。

しかし、前述のような地域社会の変化にともない、増大・多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度※などの社会福祉に共通な基盤的制度の見直しが行われることになりました。これが「社会福祉基礎構造改革」です。

この改革では、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなった個人が、お互いの支え合いや地域のつながりのなかで、人としての尊厳を持って、家庭や地域のなかで障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう支援することが、社会福祉の目的であると示されました。

この改革のなかで、平成12年（2000年）6月に社会福祉法が成立し、「地域福祉の推進」がこの法律に位置づけられたのです。社会福祉法※では、第4条で「地域福祉の推進」が基本理念の柱の一つとして明確に規定されました。

そこでは、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉にかかわる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。この地域福祉を計画的に推進していくため、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が社会福祉法に設けられ、平成15年4月に施行されました。

社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 市民と行政の関わり方が変わりつつあります

～地方が自立する時代へ～

3つ目は、市民参画の進展ですが、平成12年（2000年）には、社会福祉法の成立とともに、地方分権一括法※が施行され、地方が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に取り組むことになりました。特に、生活と密接にかかわる福祉サービスの向上は、市民に最も身近な市町村が中心になって市民の参画のもとに進めていく必要があります。

また、近年、市民が行政に参画する機運が高まってきているなかで、福祉をはじめ様々な分野でボランティアやNPO活動などの広がりがみられ、これからの地域社会づくりに大きな役割をはたすことが期待されています。

地方分権一括法

地方分権改革の柱として、475本の法律改正案からなる法案として可決成立し、平成12年（2000年）4月に施行された。主な目的は、住民にとって身近な行政はできるかぎり地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとされている。

3 地域福祉の必要性

このような変化のなかで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために地域福祉の推進に努める必要が出てきたのです。

それでは「地域福祉って何？」という最初の疑問に戻しましょう。

震災の事例における「顔の見える関係」の大切さから地域福祉を考えてみましょう。

(1) 「顔の見える関係」の大切さ

～震災の教訓から～

阪神淡路大震災においては、約3万人の方が瓦礫^{がれき}の下敷きになり、6,433人の方が亡くなれるという大惨事となりました。

その原因の84%が建物の倒壊や家具などによる「圧死」です。

震災時は救出時間が勝負であり、震災当日の生存率は69%、2日目24%、5日目に4%と低下していきました。

また、震災時における救出活動は、「自力」「家族」「地域の住民」が8割を占め、自衛隊・消防による救出は、わずかだったということです。

震源地となった北淡町^{ほくたん}（人口約1万人）では、震度7を記録し、町の90%以上の家屋が被災し、道路・河川・農地・港湾・水道なども壊滅的な被害を被りました。しかし余震が続く危険な状況のなかで、地域住民の自主的な救出活動により、倒壊家屋に生き埋めとなった人々を救出し、震災当日中に町内全域の救出作業を終了し行方不明者ゼロを確認するなど、素晴らしい救助活動が行われました。その結果、犠牲者39名、重軽傷者870名と人的被害を最小限に食い止めることができました。

この北淡町では、住民自治・コミュニティ※がしっかりしており、地元消防団では、「どこの高齢者がその家のどこで寝ていたかまで知っていた」から助けられたとされています。

つまり、緊急時のときにこそ「地域の顔の見える関係」がそのままあらわれ、日頃の地域の人との絆が、いかに大切かが問われるものであり、亀岡の地域福祉を進めるうえでも重要な視点といえます。



コミュニティ

- ①共同体、地域社会、共同生活体。
- ②地域社会。仲間意識をもって共同の生活をする集団、地域及び人々。

(2) “気づき”からの支え合い・助け合いの取り組み

～顔の見える関係づくりに向けて～

私たちの身の回りには、高齢で介護を必要とする人、障害のある人、そして子育てや家族の介護で悩んでいる人もいます。また、ひとり暮らしで話し相手のいない人など、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々がいます。

困りごとを抱えている人を支援するためには、福祉の充実が必要ですが、困りごととは一人ひとり微妙に違い、ライフスタイルも様々で、福祉のニーズは多様化・高度化してきています。

私たちの身近な地域で「顔がみえる関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みをつくっていくことが、こうした身近な様々な生活課題の解決につながっていくのではないのでしょうか。

このような関係が地域で生まれれば、「あの人はこういったことで困っているんだなあ、私に何かお手伝いできることはないかなあ」という“気づき”につながっていく、そして、このことが地域での支え合い・助け合いの取り組み＝「地域福祉」になっていきます。

「地域福祉」は、一人ひとりがお互いの人権を認め合い、顔の見える関係のなかで人と人とのつながりや出会いを大切にして、互いに助けたり、助けられたりする「家族的な地域社会」をつくっていくことです。



第 1 章 亀岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

亀岡市の地域福祉を取り巻く現状
「市民参画による計画づくり」を通じた課題抽出
地域福祉を推進する上での課題

第1章 亀岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 亀岡市の地域福祉を取り巻く現状

亀岡市の地域福祉を取り巻く現状はどうなっているのでしょうか？

人口や世帯などの統計資料からは少子高齢化や核家族化が進んでいることがわかり、高齢者のいる世帯が増加している現状などがあります。

また、市内では地域福祉を支える活動が活発に展開されています。

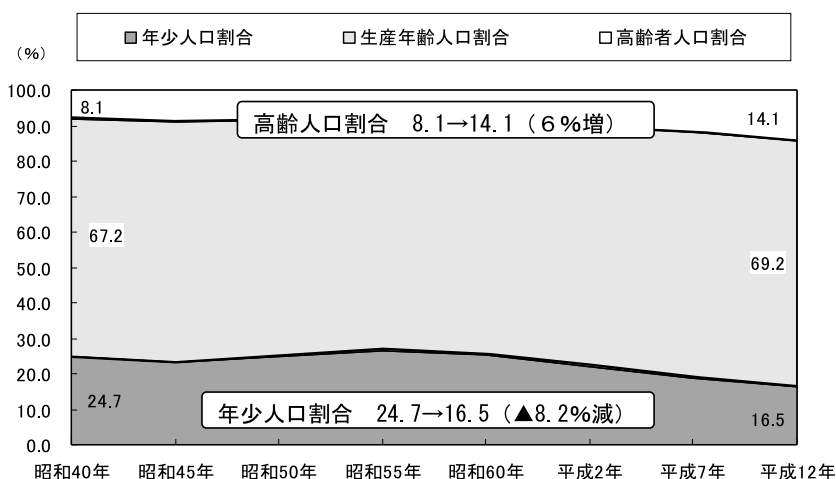
これらの活動状況や市民の地域福祉に関する意識を含めて、地域福祉の現状をみてみましょう。

(1) 少子・高齢化等の現状

① 少子・高齢化の推移

昭和40年から平成12年までの年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口率が低下し、高齢化率が上昇しています。年少人口率については、昭和40年に24.7%であったものが、平成12年には16.5%と減少しており、少子化の現状がうかがえます。(直近の年少人口率は15.0%)

また、高齢化率は、昭和40年の8.1%から、平成12年には14.1%に増加(35年間で6%増加)。特に直近の高齢化率は16.1%と、この4年間で2%も増加しており、亀岡市においても少子高齢化が急速に進行しています。



※年少人口率：総人口中に占める「15歳未満のこどもの人口割合」

※高齢化率：総人口中に占める「65歳以上の高齢者の人口割合」

※直近：平成16年10月1日時点の数値(資料：亀岡市の福祉)

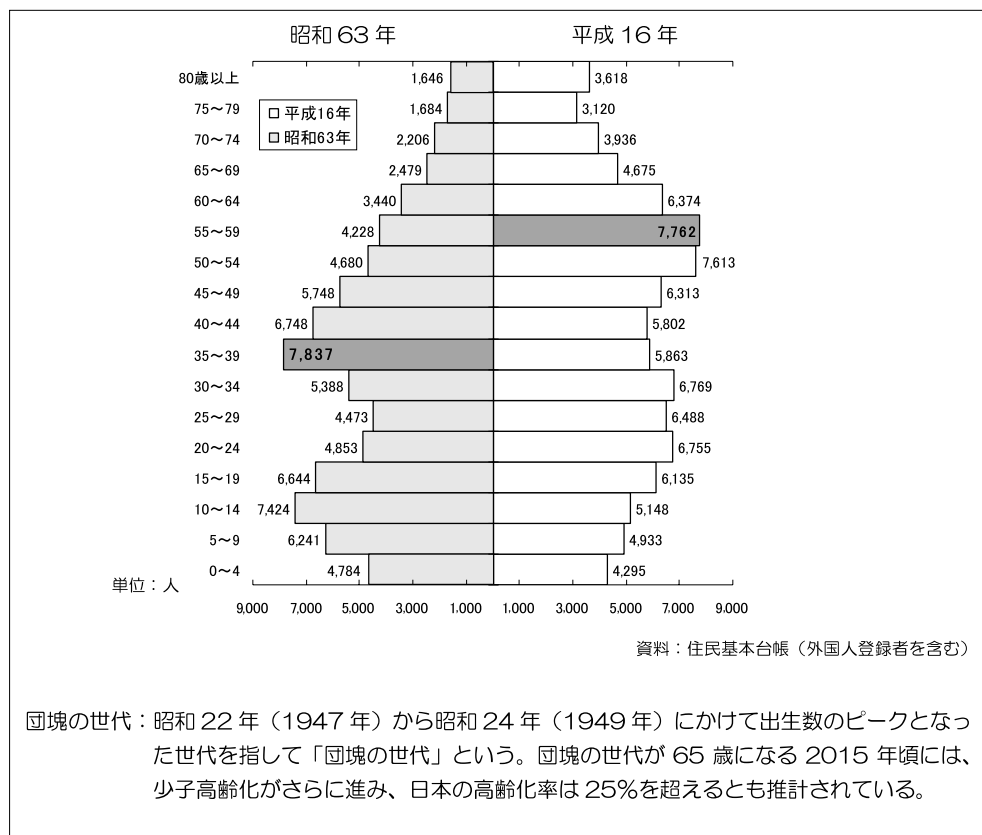
単位：人、%

	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年
総人口（人）	43,335	47,151	58,184	69,410	76,207	85,283	92,398	94,555
年少人口（人）	10,710	10,924	14,566	18,430	19,239	18,697	17,403	15,628
構成比（%）	24.7	23.2	25.0	26.6	25.2	21.9	18.8	16.5
生産年齢人口（人）	29,106	32,076	38,569	44,829	49,782	57,781	63,973	65,442
構成比（%）	67.2	68.0	66.3	64.6	65.4	67.9	69.4	69.4
高齢者人口（人）	3,519	4,151	5,036	6,138	7,184	8,717	10,941	13,345
構成比（%）	8.1	8.8	8.7	8.8	9.4	10.2	11.8	14.1

資料：国勢調査

② 団塊の世代の高齢化 ～2015年には、超高齢化社会が到来～

昭和63年の35～39歳代そして平成16年の55～59歳代が団塊の世代にあたりますが、今後団塊の世代の高齢化により、本市においても高齢者の増加が見込まれます。



③ 核家族化の進展（世帯数の推移から）

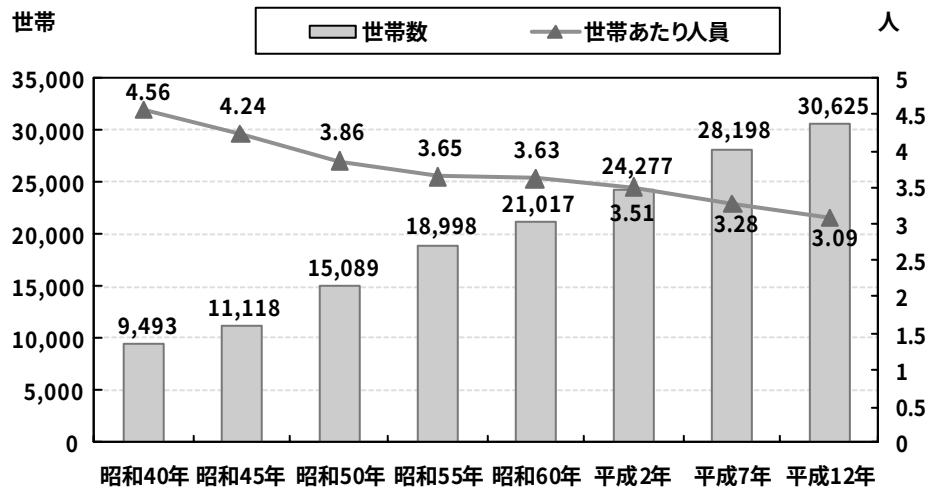
昭和40年以降の世帯数の推移を国勢調査でみると、近年の社会増を背景として増加傾向が続いてきました。昭和40年から平成12年の39年間では、世帯数は約3.2倍に増加しています。

一方、世帯あたり人員は減少傾向にあり、昭和40年に1世帯当たり4.56人でしたが、平成12年には3.09と家族の少人数化が進み、核家族化が進んでいます。

単位：世帯、人

	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年
世帯数	9,493	11,118	15,089	18,998	21,017	24,277	28,198	30,625
世帯当り人員	4.56	4.24	3.86	3.65	3.63	3.51	3.28	3.09

資料：国勢調査



④ 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の推移についてみると、65歳以上の高齢者のいる世帯は昭和60年から平成12年にかけて増加傾向にあります。高齢者のひとり暮らし世帯についても同様の傾向がみられます。

今後、本市においても団塊世代の高齢化により高齢者世帯はさらに増加するものと考えられます。

・ 総世帯数に占める 65 歳以上の高齢者のいる世帯の割合

単位：世帯、%

	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%
総世帯数	20,947	100.0	24,160	100.0	28,121	100.0	30,496	100.0
65 歳以上の 高齢者のいる世帯	5,484	26.2	6,391	26.5	7,739	27.5	9,013	29.6

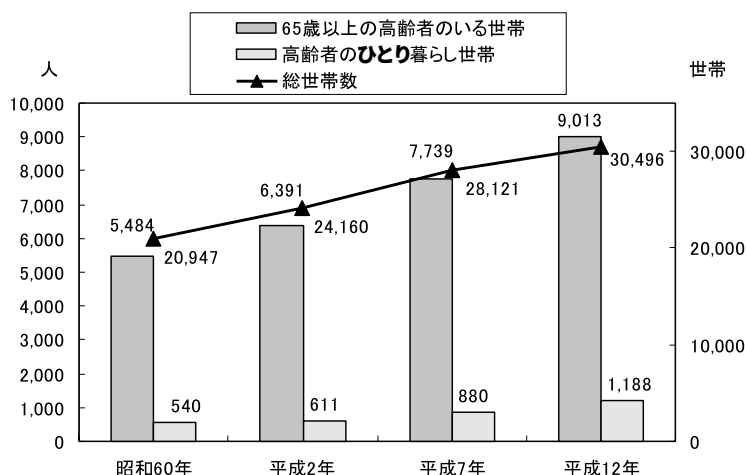
資料：国勢調査

・ 高齢者（65 歳以上）のひとり暮らし世帯割合

単位：世帯、%

	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%
65 歳以上の 高齢者のいる世帯	5,484	100.0	6,391	100.0	7,739	100.0	9,013	100.0
高齢者の一人暮らし世帯	540	9.8	611	9.6	880	11.4	1,188	13.2

資料：国勢調査

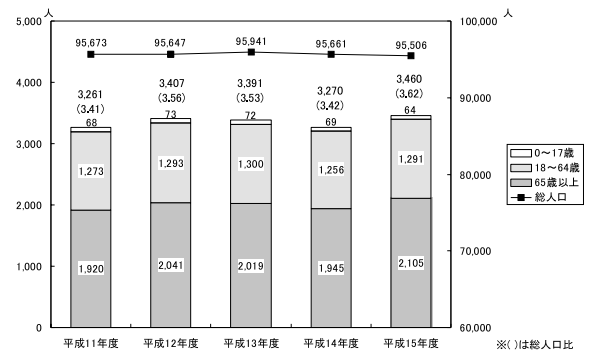


⑤ 障害者の状況

7) 身体障害者の状況

平成11年度から平成15年度における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、多少の増減を繰り返しているものの、全体としては増加傾向にあり、平成15年度における総数は3,460人で、平成11年度と比較すると199人の増加となっています。また、総人口に対する比率は3.62%となっています。

年齢別にみると、平成15年度では0～17歳が64人、18～64歳が1,291人、65歳以上が2,105人と高齢層の所持者が最も多くなっています。

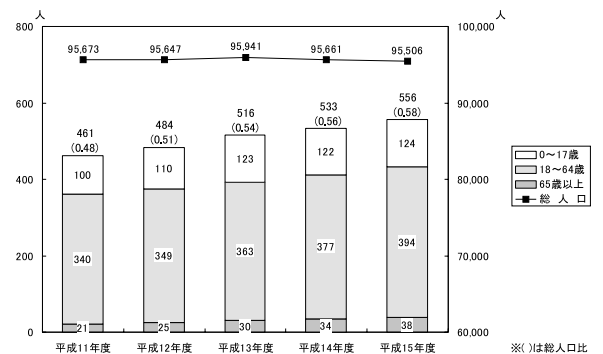


資料：平成16年度版 亀岡市の福祉

1) 知的障害者の状況

平成11年度から平成15年度における療育手帳所持者数の推移をみると、毎年わずかながら増加しており、平成15年度における総数は556人で、平成11年度と比較すると95人の増加となっています。また、総人口に対する比率は0.58%となっています。

年齢別にみると、平成15年度では0～17歳が124人、18～64歳が394人、65歳以上が38人となっています。

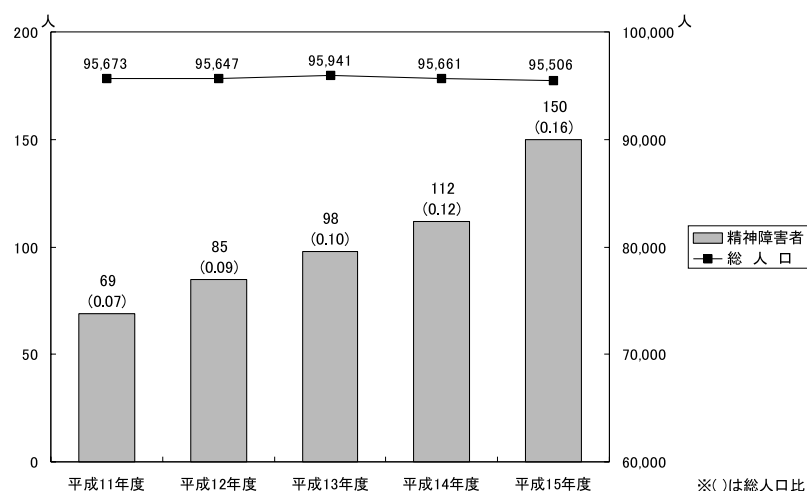


資料：平成16年度版 亀岡市の福祉
各年度3月末日現在

ウ) 精神障害者の状況

平成11年度から平成15年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年増加傾向にあり、平成15年度における総数は150人で、平成11年度と比較すると81人の増加となっています。また、総人口に対する比率は0.16%となっています。増加数は、平成14年度から平成15年度にかけての伸びが顕著であり、このことは、平成14年度からの法改正によって、精神障害者保健福祉手帳の申請などの事務が府から市へ移管されたことにともない、利便性の向上などが図られたことが要因として考えられます。

しかし、精神科医療機関で医療を受けている人の数などをみると、手帳を所持していない人が相当あることが予測されます。



資料：平成16年度版 亀岡市の福祉

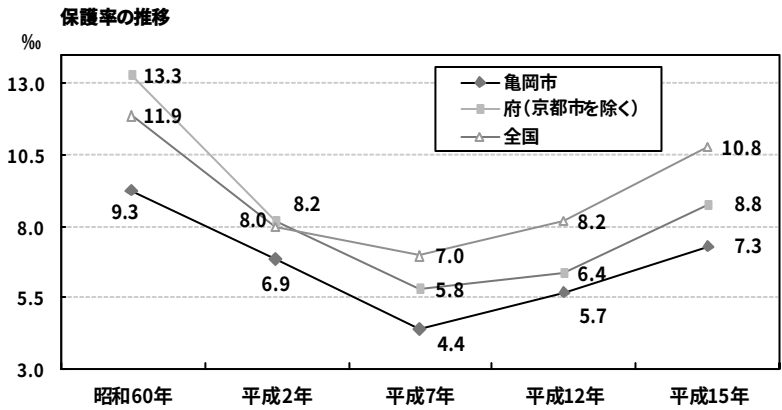
■精神障害者通院医療費公費負担制度交付状況

区分	年度	
	平成14年度	平成15年度
対象者	688人	825人

資料：亀岡市の福祉

⑥ 生活保護の状況

生活保護世帯の推移についてみると、平成7年を境にバブル経済の崩壊や長引く不況を反映して、近年増加傾向にあります。



単位：％

	昭和60年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
亀岡市	9.3	6.9	6.4	6.0	5.2	4.8	4.4	4.4	4.4	4.7	5.4	5.7	6.3	6.4	7.3
府	13.3	8.2	7.6	7.2	6.2	6.1	5.8	5.7	5.7	6.8	6.4	6.4	7.7	8.7	8.8
全国	11.9	8.0	7.3	6.6	7.1	7.1	7.0	7.1	7.2	7.5	7.5	8.2	9.2	9.9	10.8

資料：平成16年度版 亀岡市の福祉
各年度月平均

(2) 地域福祉を支える活動

① 地域ぐるみの福祉活動

すべての市民が地域社会の一員として、心の交流を保ちながら安心して暮らせる「ふれあいと支え合いのある心豊かな福祉社会」を築くため、地域住民自らが実施主体となり、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな福祉活動が地域ぐるみで展開されています。なお、ここに掲載している活動は、現在市が把握している活動の一部であり、地域ではもっとたくさんの団体により活発な活動が展開されています。

7) 地域ぐるみの高齢者支援

誰もが長く住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民等が担い手となり、身近な地域の施設等を活用し、自宅にとじこもりがちな高齢者を対象に、参加者同士の交流、レクリエーションなどの生きがいづくり活動や介護予防、健康づくり活動が実施されています。

地区名	場所	団体名	延べ人数
千歳町	ちとせさわやか健康センター	千歳町自治会	1,012
糠田町	天川老人センター	NPO亀岡人権交流センター	552
篠町	ナルク亀岡「丹の里」	ナルク亀岡「丹の里」	297
曾我部町	曾我部いこいの家	亀岡市社会福祉協議会	681
畑野町	畑野健康ふれあいセンター		395
各デイサービスセンター	亀岡あゆみ、亀岡園、第二亀岡園、亀岡友愛園、亀岡病院、別院診療所		

資料：市高齢福祉課

1) 地域高齢者の生きがいと健康づくりの推進

とじこもりがちな高齢者等の社会的孤立を解消するために、地域の自治会や老人クラブ等が主体となって、地域の高齢者等が家庭・地域・企業などの社会の各分野で培った豊かな経験と知識を生かした文化伝承活動や三世代交流、スポーツ・健康増進活動などの様々な活動を実施しています。

自治会	老人クラブ
東別院町自治会	曾我部町老人クラブ（曾我部町学ヶ丘）
西別院町自治会	糠田町老人クラブ（下佐伯白寿会）
畑野町自治会	東本梅町老人クラブ（東本梅町福寿会）
西つつじヶ丘自治会	東つつじヶ丘老人クラブ（東つつじヶ丘友の会）
	馬路町老人クラブ（馬路健寿会）

資料：市高齢福祉課

ふれあいサロン

高齢者や障害者、子育て中の親など地域の中で孤立した生活することなく仲間と交流やふれあいを持ちながら暮らせるように、公共施設や集会所個人宅などを活用して行われている。

ウ) 小地域福祉活動

地区社協、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域ボランティアグループなどにより、身近な地域において、昼間独居の高齢者の安否確認をはじめ、日常生活援助・介護援助や「ふれあいサロン※」などの支え合い、助け合い活動（小地域福祉活動）が展開されています。

・ふれあいサロンの実施状況

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、とじこもりをなくし、介護予防や生きがい活動を実施

地区	場所	延べ人(人)	内容
曾我部町地区社協	生涯学習センター	133	小学生と交流、七夕飾り作り、クリスマス会、介護保険、応急手当ての話等
	曾我部いこいの家 たこ公園等	80	カラオケ、子ども会の子どもと交流、民謡を聞いて歌う、花見等
	公民館、曹流寺、 ふれあい広場等	153	梅花観賞、ビデオ、漫才・落語、グランドゴルフ、交通安全教室等
	学園大学ホール等	120	亀岡の歴史の話、草かり、区内清掃、座談会、花見等
	寺区公民館	70	手品、ひな人形作り、小学生と交流、ビデオ、ゲーム、健康の話等
	南条倶楽部	43	ゲーム(卓球、ダーツ、バルーンアート等)、ビデオ、介護保険についての話等
	西条学習センター、眞福寺、曾我部小グランド等	112	鍼灸師の肩こりのお話、ビデオ、公園等の草むしり、交通安全教室等
	重利会議所	23	ビデオ、体操、風船でゲーム歌等
	犬飼公民館	50	お好み焼き・おにぎり作り、クリスマス会、ビデオ等
篠町八幡地区	八幡集会所	210	野菜作り、料理、カラオケ、清掃等
保津町地区社協	保津町第7区公民館	175	花見、小物作り、民謡、外出(施設見学)、体操、しおり作り等
千代川町	千代川町 JA 京都 2F	200	講演、ゲーム、大正琴、小物作り、クリスマス会等
神田野町 芦ノ山	芦ノ山集会所、ローズ タウン公園	145	小物作り、ゆび編み、温泉入浴等
サポート畑野	千ヶ畑公民館	267	手芸、小物・人形作り等
	ふれあいセンター	725	家庭園芸の話、転倒予防の話、書についての話、正月料理の話、ピンゴ・クリスマス会、手芸等
	畑野公民館	71	日本舞踊、キーボード演奏、介護保険制度の話、カラオケ、ゲーム等
ふれあいネット 西つつじ	美山台2丁目集会所	46	健康についての話、高齢者福祉・介護保険、体操、唱歌等
	ふれあいセンター	345	歌、体操、ゲーム、健康の話、長寿の話、バイオリン演奏、民謡等
宮前町神前地区 なかよし会	神前公民館 JA 跡地	236	クリスマス会、忘年会、新年会、ゲーム、歌、工作、体操等

平成15年度 活動実績(亀岡市社会福祉協議会資料)

② 亀岡市におけるボランティア活動

7) 社会福祉協議会ボランティアセンター

亀岡市社会福祉協議会のボランティアセンターには、団体登録18グループ、450人と個人登録23人、あわせて473人のボランティアが登録し、市内の様々な場で活躍しています。

個人	23人
活動別グループ	13グループ(286人)
学生ボランティア	2グループ(35人)
施設ボランティア	1グループ(10人)
地域ボランティア	2グループ(119人)
計	18グループ(473人)

資料：社会福祉協議会登録分 平成16年3月31日現在

【活動別ボランティアグループ 13グループ】

グループ名	活動内容
手話サークル 年輪の会	耳に障害のある人の日常生活上のいろいろな悩みや問題を知り、会話の手段として手話を覚え、ともに手を携えて暮らしを高めることを目的に活動
朗読ボランティア こすもすの会	目に障害のある人・老人・寝たきりの人への情報提供の手段として、新聞や書物等の朗読、録音テープ起こしを通したふれあい活動
点訳ボランティア 亀岡むつぼし会	目に障害のある人と点字によるふれあいを目的として、様々な情報を点訳
さつき会	老人福祉活動の一環として、市内の遠隔地へ出かけて目の不自由な人がマッサージサービスをしながらかの高齢者との交流を深める活動
のぞみの会	在宅高齢者の福祉を考え、おむつ作りをきっかけとして老人ホームでのレクリエーション等の活動
要約筆記サークル こだま	社会参加に有効な「要約筆記」を学び、それらの人の良きパートナーとして活動
運転ボランティア かめおかアッシー	障害のある人や、交通手段に不便を感じている人等の移送ボランティアとして、豊かな思いやりのある社会をともに歩むことを目的として活動
タンボボの会	耳に障害のある人との心のふれあいを求め、ともに学びともに歩み、親睦を図る活動や視聴覚障害者協会をサポートする活動
訪問ボランティア やよい	障害のある人やひとり暮らしの高齢者の自宅を訪問し、話し相手となる等の在宅支援・子育て支援活動
手話サークル四季の会	耳に障害のある人たちとともに、日常会話ができる手話を学び、自分たちの理想的な生き方を考え、体験学習する活動
亀岡発平成“ヨメ”学	マジックショー等による地域でのふれあい活動
拡大文字 文月の会	弱視や高齢者に活字に親しまれる機会を作るサポート活動
心 WAKUWAKU ふれあい	精神障害者との交流を深めるため、ふれあいサロン等の活動

【学生ボランティアグループ 2グループ】

グループ名	活動内容
京都学園大学ボランティア研究会	青葉学園で学習指導や行事に参加。また、在宅障害児訪問、社協事業への協力活動
南丹高校ボランティアクラブ	使用済み切手及びカードの回収送付作業、未使用の文房具や画材・年賀状等の回収、福祉施設での体験等の活動

【地域ボランティアグループ 2グループ】

グループ名	活動内容
「サポート畑野」	移送サービス、ふれあいサロン、見守り、声かけなど地域で必要とされる活動
「ふれあいネット西つつじ」	地区別の「ふれあいサロン」活動や、ふれあい訪問、誰でもが集える「わいわい広場」等の活動

1) ボランティア、NPOなど市民活動団体

亀岡市内には、新しいまちづくりの原動力となる市民活動を行っている団体が多数あります。これらの団体の連携協力を図るための情報受発信・交流の場として、また活動の拠点として、ガレリアかめおか3階に「かめおかNPO情報センター」が設置されています。

活動の目的や内容は様々ですが、「福祉・支え合い」、「教育・子育て・青少年」をはじめとして、あらゆる分野で参加型活動を展開しています。「かめおかNPO情報センター」には、NPO法人（特定非営利活動法人）を含め約69の市民活動団体が利用団体として登録しています。

グループ名	活動内容
愛あーす Kameoka	牛乳パック、空き缶回収（亀岡作業所へ）、清掃活動（盲導犬センター春秋2回）、花ノ木学園にタオル、石鹸等を寄付
特定非営利活動法人青空ふれあい農園・ハーブ倶楽部	会員の手で栽培した野菜、ハーブを手作り加工販売をする作業を通じた健康と生きがい、仲間づくり活動
特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター	人権、平和、環境、地域福祉の活動を通して、まちづくりや地域コミュニティづくりに貢献
くらしを見つめる会	人権、教育、環境、男女平等、平和、文化などあらゆる身近な問題について、語り合い、通信紙を発行
こころと遊ぼう	心理学勉強会及びカウンセリング
亀岡市要約筆記ボランティアサークル「こだま」	ＯＨＰ、パソコン、ノートテークなどによる要約筆記により、中途失聴者、難聴者、高齢難聴者の社会参加を支援
自立と健康を考える会	自立と健康を推進するため、文字通り自らの問題として取り組み実践することを目指して活動
総合つづじ会 ダンスサークル	健康な老後、定年後のとしこもり解消を目指した高齢者が参加できる社交ダンスの普及活動
なすなの会	様々な生活課題について、一人ひとりの思いに耳をかたむけて話し合い、学び合う、なすな塾（月1回）を実施
亀岡福祉倶楽部 高齢者ホーム「虹の家」	高齢者の在宅支援やふれあいサロン等の活動
NPO法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク亀岡「丹の里」	高年齢在宅介護、介助、まちづくりの推進、災害救助、子育て支援等のボランティアの福祉活動による社会貢献、自分達のいきがいづくり活動
拡大文字グループ 文月の会	文字を大きく書いて読みやすくする活動により、弱視や高齢者を支援
ゆとり	健康、福祉、介護相談、音楽サークル、木工芸、環境衛生、高齢者の集い、文化、歴史サークルの集い
亀岡発平成 “ヨメ”学	男女共同参画、特に家庭内での確立を目指す活動やマジック教室をボランティアに活用

資料：かめおかNPO 情報センターホームページ・H15 登録団体
（活動分野別目次の『福祉』に掲載の団体）

② 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、市民のなかから選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は３年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

主な職務は、住民の生活実態の把握、要援護者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力です。

本市では、現在１７０人の民生委員・児童委員が活動し、７地区の地区協議会があります。

主任児童委員は、児童問題を専門的に担当するために各地区２人ずつ、計１４人配置され、地区担当児童委員の活動に協力・支援して、児童委員活動を推進していく重要な役割をはたしています。

民生委員・児童委員活動は、制度創設当初から生活保護の実施との関わりが深かったのですが、生活保護の相談・支援はもちろんのこと、近年さらに、ひとり暮らし高齢者の話し相手や、安否の確認のための訪問や地域行事へ参加・協力などの「地域福祉を支える活動」が求められています。

平成 16 年 12 月 1 日現在

地区名	民生委員・ 児童委員	主任 児童委員
亀岡地区	33	2
南部地区	20	2
中部地区	33	2
西部地区	17	2
川東地区	22	2
篠地区	27	2
つつじヶ丘地区	18	2
合計	170	14

③ 社会福祉協議会

7) 亀岡市社会福祉協議会

亀岡市社会福祉協議会は、昭和30年に本市の社会福祉事業における住民活動の強化を図るための組織として設立されました。昭和48年には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉推進の中核として各種福祉事業を実施しています。

亀岡市内の社会福祉関係の団体や住民が主体となって組織されており、地域社会の福祉ニーズに対応して、関係団体・施設と協調連動し、地域社会の民間福祉活動の中核として「住民が安心して暮らせる地域福祉の推進」を目指して事業を展開しています。

1) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域住民の自主的な組織で、おおむね市内の各町自治会を単位として、町内会・自治会等の住民自治組織、地区民生委員・児童委員協議会、小・中学校PTAなどを主な構成員とする協議体の形をとり、身近な地域における福祉活動の実践組織です。

現在、亀岡地区、保津町、曾我部町の3町自治会で組織されており、ひとり暮らし高齢者給食会、ねたきり高齢者への友愛訪問、社会を明るくする運動、各種募金活動などの活動が行われています。

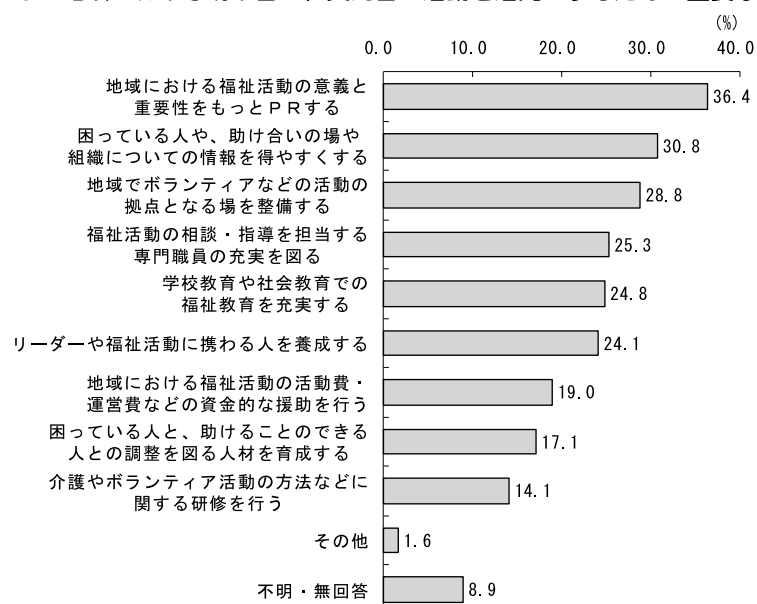
また、地域のボランティアグループとして西つつじヶ丘では「ふれあいネット西つつじ」、畑野町では「サポート畑野」など各地で小地域福祉活動が活発に行われています。

(3) 市民の地域福祉に関する意識

調査概要	「平成 15 年度 地域福祉計画アンケート調査報告書」
実施時期	平成 15 年 9 月～10 月
対 象	亀岡市内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人
配布数	2,000
回収数	910（回収率 45.5%）

① 福祉活動に関する啓発や情報発信の充実が求められています。

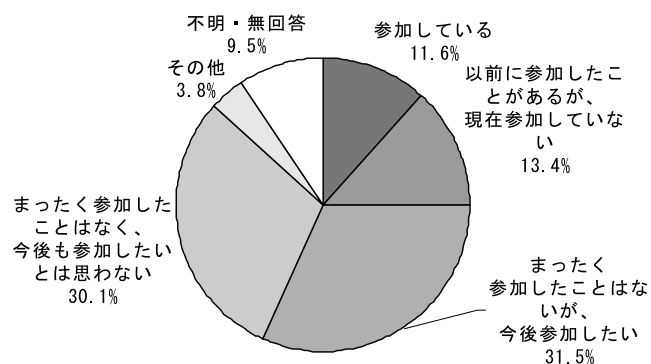
- 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと



※複数回答のため合計は 100%を超えます。

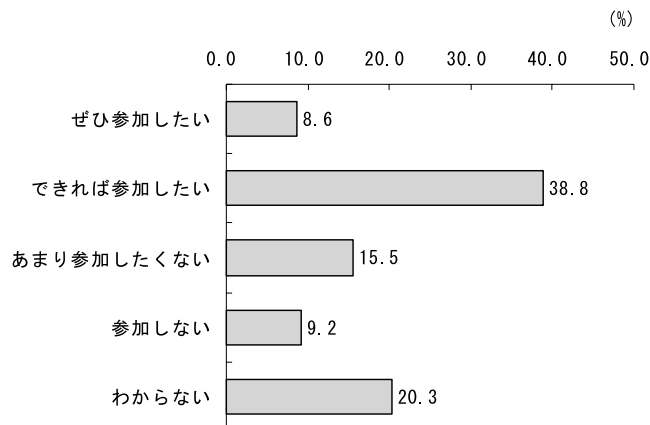
② 市民の約 6 割が「ボランティア活動に前向き」な姿勢を示しています。

- ボランティア活動への参加状況



③ 市民の約半数が「まちづくりの話し合い」への参加意向があります。

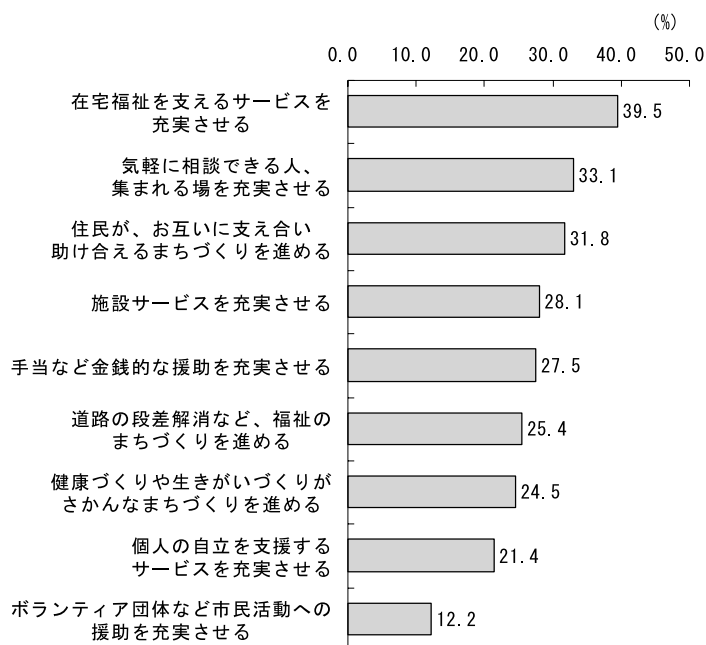
● まちづくりに関する話し合いの場への参加意向



④ 交流や相談の場、支え合い助け合えるまちづくりへの対応が必要です。

在宅福祉サービスの充実を求める声が高い一方で、交流や相談の場、支え合い助け合えるまちづくりといった、「身近な地域で住民同士のふれあい、支え合い」による福祉を求める回答も高いことがうかがえます。

● 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための福祉のあり方



※複数回答のため合計は100%を超えます。

(1) 計画策定の経過（プロセスを重視した計画づくり）

地域福祉計画の最大の特徴は、「計画づくりへの市民参画」です。

亀岡市においても「計画づくりそのものが地域福祉活動の第一歩」という考え方のもと、計画策定のプロセス（経過）を重視しながら、平成15・16年度にかけて計画づくりを行いました。

それでは、どのようなプロセスを経て計画づくりを行ったのか、そして、地域福祉を進めるうえでどのような課題があるのかをみてみましょう。

平成15年度は、まちづくり協議会との共働方式による住民参加型モデル事業（ワークショップ※）をはじめ、市民や自治会、民生委員・児童委員、NPOを対象とした各種調査事業の実施、地域福祉に関する意識啓発・普及事業の実施など、市民主導、地域主体の一体感を高める計画策定手法を活用しながら、暮らしのニーズ（生活課題）の抽出・対応方策等について検討を行いました。

平成15年度の取り組み 暮らしのニーズ（生活課題）の抽出・対応方策等の検討

●まちづくり協議会による「住民参加型モデル事業（ワークショップ）」の実施

計画・構想づくりの段階から市民の積極的・主体的な参加・交流を図り、地域ニーズ・対応策等の具体的検討を行うため、京都府からモデル市町村の指定並びに助成支援を得て、本市独自にモデル地区（藤田野町・吉川町）を選定し、地元まちづくり協議会等によるワークショップ等の住民主体の調査研究事業を実施しました。

●地域福祉に関する「各種アンケート調査事業」を実施

地域の連帯意識（近所付き合い）や福祉感をはじめ、ボランティア活動や地域活動への参加状況・意向などを把握するため、5種類のアンケート調査を実施しました。

調査名	年月日
・地域福祉計画アンケート市民意識調査	平成15年9月20日～10月5日
・亀岡健康いきいきフェスティバル市民調査	平成15年10月26日
・地域福祉カルテ調査	平成15年10月28日～12月26日
・民生委員・児童委員対象アンケート調査	平成16年2月24日
・NPO団体アンケート調査	平成16年3月12日

●地域福祉に関する啓発事業の実施

多くの市民に地域福祉の理念等が広く浸透するよう、各種啓発事業を実施しました。

事業内容	年月日
・地域福祉計画ホームページを開設	平成15年9月17日から現在
・亀岡健康いきいきフェスティバルで「地域福祉計画コーナー」を設置	平成15年10月26日
・出前タウンミーティングの実施 テーマ：「地域福祉計画って何？」	3回実施（10/1、10/28、3/12）

ワークショップ

会議運営の方法で、地域課題をみんなで考えるために、関係者が7～8名のグループになり、ざっくばらんに意見を言い合い、そのなかから方向性を整理し、導き出す方法。

ネットワーク

人と人との輪やつながりによって、相互の交流や情報交換などが行われるようになること。

★ワークショップの取り組みから

～私たちのまち、ひえよしの『顔の見える関係づくり』～

穂田野町・吉川町の「ひえよし地域福祉まちづくり推進協議会」を中心に取り組んだワークショップでは、「空き教室をサロンに活用する」「具体的な活動に向けて、ワークショップを継続実施する」といった「地域ぐるみ」の福祉を推進する地域住民ネットワーク※の構築に向けた意見が数多く出されました。

また、参加したメンバーからは、地域の特性や実情に応じた生活ニーズ等の具体化や地域住民の地域福祉（互助・共助の大切さ）に関する意識が向上したといった感想もありました。



ひえよし地域福祉まちづくり推進協議会 ワークショップの概要

区分	開催日（平成 16 年）・会場		内容（テーマ）
第 1 回	1 月 22 日	穂田野町生涯学習センター	課題の抽出・整理（顔の見える関係）
第 2 回	2 月 14 日	天川文化センター	フィールド調査・マップづくり（地域の宝探し）
第 3 回	2 月 25 日	吉川公民館	対応策の検討（私たちができることは何？）
第 4 回	3 月 7 日	ふれあいプラザ	グループ発表（意識の共有・交流）

「高齢者と健康」、「こどもと未来」、「障害のある人と地域」、「人権と平和」の 4 つのグループで研究検討

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

(2) 計画策定の手法（平成16年度）

平成16年度は、計画を具体的に審議・検討する組織として「亀岡市地域福祉計画策定委員会」を設置しました。委員のメンバーは、地域福祉の専門家をはじめ、福祉関係団体、ボランティア団体、モデル事業関係者、さらに公募参画の市民委員を含めた15名で構成しました。

委員の人選にあたっては、団体の長・代表者に限らず、各団体の実務者等への委嘱を行い、計画策定後の地域福祉の実践リーダーとして活動していただくことも期待しています。

また、地域福祉の重要な視点の一つである男女共同参画社会※の実現に向けて、委員の男女比率は50%を目標（実際は女性の比率は46%）にしたことも大きな特徴です。

委員会の運営については、前年度のモデル事業で実施したワークショップ方式の検討方法を採用した結果、各委員から様々なアイデアや意見が提案され、委員会が主体となった独自の計画提言をいただき、市民との共働作業による計画策定づくりとなりました。

3 地域福祉を推進する上での課題

プロセスを大切にしたい計画づくりのなかで、策定委員会ワークショップやひえよし地域福祉まちづくり推進協議会によるモデル事業（市民ワークショップ）、市民アンケート調査・地域福祉カルテ調査等の各種調査事業等を実施し、地域や市民の皆さんから様々な課題・意見やアイデアをいただきました。

この「皆さんの声（課題・意見）」を整理しますと、大きく3つの課題に分けることができました。

その3つの課題とは、

- (1) 地域ぐるみの福祉活動の促進に関する課題
- (2) こころ豊かに安心して生活できる環境づくりの推進に関する課題
- (3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進に関する課題

では、それぞれの課題をみてみましょう。

(1) 地域ぐるみの福祉活動の促進に関する課題

① 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤立しがちな人々を支援するため、身近な地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要となっています。

自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等これまで長く地域福祉活動を担っていた地域組織と、NPO、ボランティア団体などの新たな市民活動などが、地域でうまく組み合わせたり、横のネットワークを作り、地域ぐるみで支え合う仕組みの基盤となる「福祉コミュニティづくり※」が必要です。

■ 策定委員会からの声

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯への声かけ・見守り・安否確認・友愛訪問、緊急時の対応、介護・移送・家事や相談などの生活支援が必要
- ・体力や意欲の低下した高齢者は、外出機会の減少により萎縮・虚弱化し、介護が必要となるがどのように対処するのか
- ・民生委員や老人介護支援センターの目が行き届いていない
- ・独居者の見守り体制が確立されていない
- ・地域でなかなか外へ出られない人への支援
- ・自治会や子ども会など地域団体の役員のなり手が少ない
- ・サークルやグループ等の小規模なものではあるが、団体は育たない

■ 市民、地域からの声

- ・高齢者の孤独死や児童虐待が社会問題となるいま、隣近所が協力し支え合う組織づくりが急務
- ・町自治会や民生委員等と連携した福祉コミュニティ組織づくりが必要
- ・高齢化を迎えるにあたって、近所づきあいの希薄な市街地や団地への取り組みをどうするか
- ・地域住民相互が思いやり、相互扶助の温かい地域づくりが大切
- ・若年層を取りこんだ新しい形の近所付き合いの仕組みが求められている

福祉コミュニティ

コミュニティ（community）は日本語で「共同体」や「地域社会」のことを指す。「福祉コミュニティ」は、従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業、活動を重視する福祉型の地域共同体のこと。具体的には、住民参加に基づく公私協働によって推進され、地域組織化へと発展させるべきものであり、地域福祉の最終目標であるといわれている。

② 地域住民による支え合い活動の促進

身近な地域での福祉活動を進めるためには、活動へのきっかけづくりや、地域における交流・生きがいつくりの推進が必要です。

また、市民は福祉サービスの受け手であるだけでなく担い手でもあることから、多様な提供主体が共働して、地域に根差した一人ひとりに合ったよりよい福祉サービスを創り出していく取り組みへの支援が必要です。

■ 策定委員会からの声

- ・ こどもの交流・遊び（同年齢・異年齢集団）や三間（仲間・時間・空間）の不足
- ・ こどもの予備体験が必要（横のつながりはあるが、縦のつながりが無い）
- ・ 京都学園大の学生が、地域の子どもたちとふれあう機会が必要
- ・ 核家族化が進む現在、どのように高齢者・障害者や子どもと関わりを持てばよいのか、わからない人がいるのではないかと
- ・ 子育てに悩む親が増えてきている
- ・ 中・高校生の若い母親は、教育費のためにパートに出ることが多く、地域活動や健康づくりのスポーツの場に参加する時間がない。
- ・ スポーツ活動をしているこどもは一部であり、多くのこどもは習い事や塾通いに追われ、体力の低下や心の健康という点で問題を抱えている
- ・ 人の世話になりたくないと問題を家族だけで抱えようとする
- ・ 高齢者が増え、近所付き合いを含めた地域との関わりが少なくなった
- ・ こどもが少なく寂しい町になってきた
- ・ アパートの方とは会話なく、交流もない

■ 市民、地域からの声

- ・ 交流、ふれあいの場の充実が求められる
- ・ 新しい団地に住む人たちは地域活動への関心・参加（区役員になるなど）が少ない
- ・ 伝統行事や各種行事への参加者が少ない
- ・ こどもとおとなの共通の場づくり・気軽に集まれる場所がある
- ・ NPOや社会貢献活動等に関する啓発が大切
- ・ 地域のリーダーとなる人材を育成していく必要がある

③ 地域福祉ボランティアの育成・活動の推進

多彩な地域福祉活動を支える福祉ボランティアなどの福祉の人材を育て、地域ボランティア・リーダーをはじめとした福祉マンパワーの確保を図ることが必要です。

■ 策定委員会からの声

- ・地域でボランティアをしたいとき、どこへ相談に行けばいいのかわからない
- ・個々のボランティア活動はあるが、ボランティア間のつながりが弱く、地域に広がりがない
- ・ボランティアの裾野を拡大する。私の時間・あなたの時間を少しでも分かち合う意識が大切
- ・高齢者の活躍の場がない
- ・介護保険の対象にならない人への対策をどうするか
- ・労働力は提供するが、ボランティアに必要な経費（交通費など）は負担して欲しい
- ・ボランティア数が少ない
- ・ボランティア活動に対する社会的支援・評価が低い

■ 市民、地域からの声

- ・若年層をいかにして地域活動へ巻き込んでいくか、工夫が必要
- ・地域のまちづくりの課題やまちづくりの方向性を明確にする取り組みが求められている
- ・困っている人や、助け合いの場やボランティア活動・組織についての情報が得られない
- ・ボランティア活動に関する相談窓口や情報交換の場がある
- ・「独居老人・高齢者の安否を気遣っていく」活動の充実が求められている

④ 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、本市の地域福祉を推進するうえで重要な役割を今まで以上にはたしていくものとして期待されています。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・社協を利用すると「こんなにいいよ」という情報が欲しい
- ・社協は地域に積極的に出てきてほしい
- ・NPO情報センターには様々な分野の団体が所属しており、社協もこれらの団体と連携をとる必要がある
- ・ボランティア団体間の横の連携をスムーズするなど、ボランティア活動が活発化するよう支援をしてほしい
- ・地域住民の声を拾うならば、地区社協が必要

(2) ころ豊かに安心して生活できる環境づくりの推進に関する課題

① 人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成

地域住民の主体的な福祉活動への参加促進の素地として、福祉に対する理解を深め、福祉のころを醸成させるため、周知・啓発を推進するとともに、地域の教育機関や団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・こどもたちに命の大切さや思いやりの心を育みたい
- ・人権を守る気持ちが地域福祉の原点。一人ひとりが相手を思いやり、お互いを大切にする意識をみんなが持つことが必要
- ・地域に無関心な人が増えており、こうした意識改革を進めなければ地域福祉を叫んでも難しいのではないか
- ・人とのコミュニケーションを取るのが下手な大人・こどもが多い。地域福祉のキーワードはコミュニケーションではないか。(インターネット・携帯電話・人との接触を必要としない社会構造も原因の一つ)
- ・虐待やいじめ等の人権侵害について、地域・家庭やグループなどでしっかり考えることが大切
- ・多世代が交流できる場所・機会をつくることで、自然に福祉意識が生まれると思う
- ・地域住民一人ひとりの心のバリアフリーが望まれる

② 災害時や防犯に備えた地域連携

様々な人がお互いを理解し、日常的に交流をかわし「顔の見える関係」が築かれている、こういった地域でのつながりが、災害時の安否確認や避難誘導などにおいても「防災・安心のネットワーク」として機能することが期待されます。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・災害時対策がどうなっているのか不安
- ・日頃からひとり暮らしの高齢者等を見守る声かけ活動だけでもいいから、地域住民が実際に動いて活動することが大切
- ・地震や水害などの一刻をあらそう緊急時に、高齢者や障害者を支援する仕組みが必要
- ・災害時、行政や民生委員と町内会役員ばかりに頼ってられないので、地域にボランティア組織を作るなどして地域独自のシステムをつくらないとダメだと思う
- ・地域の支え合いマップをつくるなどして、災害時に高齢者・障害者を地域でどうやって支援していくか考えることが必要だと思う

③ 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり

学校の空き教室や地域の公民館、文化センターなど地域施設の有効活用などが地域福祉推進の課題であり、これらを通じた住民の福祉活動への参加促進などを図ることが必要です。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・市内にある文化センターなどの公共施設は、今後どのように地域福祉の拠点として活用していくのか
- ・地域のなかで集い・憩い・癒しの空間をつくるために、空き家の利用（生活空間の再利用）や「鎮守の杜」の機能再生が求められている
- ・介護予備軍・高齢者予備軍、そして住民のための健康づくりの場所が必要
- ・障害のあるこどもたちが気軽に集い、地域のこどもたちと自然に遊べる場所がある
- ・学習や講座などの文化活動を通して住民交流を行える場が身近な地域にあるのではないか
- ・夏祭りなどの地域行事は、高齢者がこどもたちに「かがり火」づくり等の伝統文化や高齢者の知恵を伝える絶好の機会であり、継承していく取り組みが大切
- ・集会施設や介護予防的な施設を充実してほしい

④ 人にやさしいまちづくりの推進

人に会ったり、買い物をしたり、レジャーに行ったりなど、出かけることは生活の基本になります。そのため、すべての人が自由に外出できるよう工夫が求められています。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・亀岡駅周辺は、車が多く段差もある
- ・段差の多い道や薄暗い道が多い
- ・こどもが安心して外で遊べない
- ・市道を通る大型車が増加し、通学路などの危険も増えた
- ・バス停までの距離が遠く、便数も少なく、バスの運賃も高い
- ・移動の便が悪い亀岡市では、高齢者が必要とする日常的な移動（買い物・病院・市役所・駅など）をどのように支援するのか
- ・コミュニティバスがあるが、一時間に一回で不便である
- ・病院や買い物などの近距離（タクシーを使うまでの距離ではない）の移送手段がない

(3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進に関する課題

① SOSを見逃さない地域の仕組みづくり

地域住民の自立した生活を支援するため、地域で福祉サービスの提供・相談支援体制の充実強化や地域組織及び保健・医療分野との連携が課題であることから、これらに配慮した地域における総合的なネットワーク体制を強化することが必要です。

■ 策定委員会からの声

- ・地域の少数者（そっとしておいてほしい人、参加したくない人、プライバシーを大切にしたい人、ひきこもり）をどのようにフォローしていくかを考えていかなければならない
- ・あらゆる福祉サービスの提供になじめない人々や輪のなかに入れない高齢者を、どのようにサポートしていくのか

■ 市民、地域からの声

- ・隣の高齢者夫婦への声かけを行っているが、昔のように向こう三軒両隣の関係を築いていくことが必要と感じているし、SOSを出している人の早期発見や防犯上も有効ではないか
- ・地域福祉の第一歩は、隣近所での日常的なあいさつ、声かけからではないか
- ・「SOSのキャッチ」から相談や適切な福祉サービスにつなげる一貫した取り組みが必要
- ・老人介護支援センターの所在地や事業内容の周知が必要となっている
- ・民生委員は地域の災害弱者と呼ばれるひとり暮らしの高齢者・障害者を一定把握しているが、プライバシーの問題で活動の場が制限されてしまう
- ・プライバシーの問題が根底にあり、高齢者・障害者等の地域住民の実態把握が難しい
- ・プライバシーの問題にしばられず、まずは何か行動に移すことが大切だと思う。そのためには地域住民の理解・協力を得られる、地域主体の福祉組織づくりが大切
- ・人間関係が希薄だからプライバシーの問題が生じてくるのでは。出会いの場を多くする努力が必要だと思う
- ・核家族化の時代とはいえ、やはり地域での人の交流、コミュニケーションが大切だと思うので、ここから見直していくことが地域福祉のはじまりだと思う

② 地域の相談体制と情報提供の充実

身近な地域のなかで、気軽に保健や福祉に関する相談をすることができるよう、総合的な相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、住民が福祉情報を的確に獲得し、自ら有効な福祉サービスの提供が受けられるよう地域における情報提供・共有の充実を図ることが必要です。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・困ったときに助けてくれない関係や、相談できない関係の改善が必要
(本当に困っている人が気軽に相談できる窓口が必要なのではないか)
- ・老人介護支援センター、民生委員、自治会等の横の連携(ネットワークづくり)が必要だと思う
- ・民生委員活動を行うなかで、高齢者・障害者の情報を必要とするが、プライバシー問題や個人情報の保護もあり、行政から情報が得られず苦慮している
- ・高齢化がますます進み、今後は介護予防、生きがい対策に重点をおいたサービスを提供してほしい
- ・専門用語(カタカナの情報も多い)がわからない。市民にわかりやすい表現で福祉サービスに関する情報を提供してほしい

③ 福祉サービス利用者の権利擁護

今後増加が見込まれる高齢者・障害者などに対して権利擁護・相談体制の充実などにより福祉サービスの質の確保を図り、適切な福祉サービスの利用の促進に努めることが必要です。

■ 策定委員会からの声、市民・地域からの声

- ・成年後見制度等の権利擁護の取り組みに関する周知啓発が必要
- ・福祉サービスが充実した、お互いに助け合い、支え合えるまちを実現するためにも、福祉サービスの質向上の取り組みを進めていくことが必要
- ・サービス提供者の質、とりわけ人権意識に関する育成プログラムの作成が必要

kameoka

第 2 章

地域福祉計画の基本理念・視点・目標

計画の基本理念
計画の視点
計画の3つの目標

第2章 地域福祉計画の基本理念・視点・目標

近年、家族のきずなや地域でのつながりが希薄になっています。だれもが個人の多様性を認め合い、心のふれあいを大切にし、優しさを実践できる「顔の見える地域社会」を育む必要があります。

このような思いや、市民アンケート調査、モデル事業（市民ワークショップ）、そして策定委員会によるアイデア提案などで積み上げられた「市民や地域の声」を具体化するため、次の「基本理念」を掲げ、その理念の実現に向けた「視点と目標」を設定しました。

1 計画の基本理念

亀岡市地域福祉計画の基本理念

第3次亀岡市総合計画で掲げた基本構想「支え合い、助け合うあたたかいまち」の実現に向けて、地域に関わるすべての人たちが共働して地域福祉を推進するため、次の基本理念を定めます。

支え合い・助け合いのある顔のみえるまち かめおか ～ ともに生きる社会の実現 ～

美しい保津川の流れと豊かな緑に恵まれ、京阪神都市圏とのアクセスに優れた個性を活かした便利で快適なまち、亀岡。にぎわいの中にどこかなつかしさをを感じさせる、故郷のおもかげがただようまち。私たちはこのような地域で日々生活を営んでいます。

障害のある人、こども、高齢者、同和問題、女性等に関する様々な人権問題に配慮し、地域社会の中で一人ひとりが自立し、平等な立場でお互いがそれぞれの存在を認め合いながら、一人ひとりの生命（いのち）を尊び、『だれも排除されない、だれも差別されない、すべての住民がともに生きる寛容で懐（ふところ）の深い社会（ソーシャル・インクルージョン※）』を目指して、地域で生活する私たちが中心となって「福祉のわ（心の和と人の輪）」をつくり、地域に拡げていくことが最も重要です。

「福祉のわ」が拡がり、住民同士のふれあいや学びあいをととして、地域のさりげない見守りや、近所に相談相手がいるといった「つながり」が安心感を生み、地域でお互いに助け合うことで、だれもが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることが可能になります。

そして、一人ひとりの顔がつながり、お互いにわかりあえる「顔のみえる関係」が日常的に地域にあれば、支え合いや助け合いが自然に生まれ、ひとりで悩みを抱えている人や声を出しにくい人の想いに応えることができるようになるでしょう。また、たとえ災害に直面しても、地域で力を合わせて様々な困難を乗り越えることもできるでしょう。

地域の支え合いや助け合いは、一人ひとりの顔が日常的につながる関係、言い換えれば小地域での“普段着の福祉”から始まり、継続的なまちづくりの活動（福祉コミュニティづくり）へと発展します。

一人ひとりの想いが生かされ、いきいきと輝き、人もまちも活力にあふれ豊かになる。

それが、私たち一人ひとりが創る亀岡の地域福祉の姿です。

ソーシャル・インクルージョン

Social Inclusion

「ソーシャル・インクルージョン」は、地域福祉の法的根拠である社会福祉法の新しい理念であり、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという考え方である。地域福祉はこれを実現するための手段として、貧困者、失業者、ホームレス、外国人、障害者等様々な立場の人を排除せず、すべての人々を包括し、地域社会へ参加・参画することを促すものととらえる。

平成12年12月8日付けで厚生労働省社会・援護局がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」において、「ソーシャル・インクルージョン」はすべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として「包み支え合う社会づくり」とされている。

2 計画の視点

亀岡市地域福祉計画には、次の4つの視点を盛り込んでいます。

「ともに生きる地域づくり」

支援を必要とする市民が、個人として尊重されるとともに、男女共同参画の考えのもと自立した生活を送れるよう、同和問題をはじめ、こども、高齢者、障害のある人などに関する様々な人権問題に配慮しながら、お互いを認め合い支え合う、「ともに生きる地域づくり」を目指します。

基本的人権を重んじ、誰もがお互いを認め合い支え合う「ともに生きる地域づくり」

「あたたかい地域づくり」

行政では手の届きにくい日常的で身近な生活課題についても、様々な人々の参加と共働による地域での助け合い、支え合いによって対応できる「あたたかい地域づくり」を目指します。

市民の参画と共働により、お互いに助け合い支え合う「あたたかい地域づくり」

「にぎわいに満ちた地域づくり」

地域の特性をふまえて、現代の福祉課題に地域からも積極的に挑戦し、人と人とのつながりを基本とした「にぎわいに満ちた地域づくり」を目指します。

人と人とのつながり、地域の「元気力」を活用した「にぎわいに満ちた地域づくり」

「やさしさにあふれる地域づくり」

地域にある様々な福祉資源をネットワーク化し、全体として大きな「福祉力」ともいうべき力を発揮できるような「やさしさにあふれる地域づくり」を目指します。

まちの資源とネットワークを大切にした「やさしさにあふれる地域づくり」

3 計画の3つの目標

(1) 地域ぐるみの福祉活動の促進

地域住民、地域の諸団体、行政が共働して個人の人権を尊重しつつ地域住民が支え合い助け合う仕組みづくりを進めます。また、地域住民、ボランティアやNPO、地域の諸団体、民間事業者など地域福祉を担う人々の発掘・育成を進め、「地域ぐるみ」の福祉活動を促進します。

(2) こころ豊かに安心して生活できる環境づくり

人権尊重の心が地域の福祉を進める力を高め、さらに福祉が人権尊重の心を育んでいくような福祉文化を創造するための取り組みを進めます。

また、福祉活動以外の住民活動を展開している人々に福祉の意識を持っていただく取り組みを行っていくとともに、学校活動や企業活動を福祉に結びつける福祉教育を推進します。

すべての市民の社会参加を促進するための物心両面からの環境整備を行うとともに、情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを進めます。

また、防災面からも地域における福祉力を高めながら、災害時への対応力を備えるネットワークづくりに努めます。

(3) 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり

市民の福祉ニーズが身近な地域で適切にサービスと結びつく仕組みづくりを進めていきます。

また、支援を必要とする市民が地域で自立した生活を送れるよう、様々なサービスを市民が効果的に利用できる体制の確立を目指します。

基本理念

「支え合い・助け合いのある顔のみえるまち かめおか」
～ ともに生きる社会の実現 ～

4つの基本視点

- ① 基本的人権を重んじ、誰もがお互いを認め合い支え合う
「ともに生きる地域づくり」
- ② 市民の参画と共働により、お互いに助け合い支え合う
「あたたかい地域づくり」
- ③ 人と人とのつながり、地域の「元気力」を活用した
「にぎわいに満ちた地域づくり」
- ④ まちの資源とネットワークを大切に
「やさしさにあふれる地域づくり」

3つの基本目標と11の推進プログラム

目標1 地域ぐるみ福祉活動の促進

～福祉コミュニティづくりの推進～

- ① 支え合いの基盤となる
「福祉コミュニティづくり」
の推進
- ② 地域住民による支え合い
活動の促進
- ③ 地域福祉ボランティアの
育成・活動の推進
- ④ 社会福祉協議会との連携
強化

目標2 こころ豊かに安心して生活 できる環境づくり

～地域福祉の共通基盤づくり～

- ① 人権尊重の視点に立った地
域の支え合い意識の醸成
- ② 災害時や防犯に備えた地域
連携
- ③ 既存資源の活用による交
流・ふれあい活動の拠点づ
くり
- ④ 人にやさしいまちづくりの
推進

目標3 自立を支え、自ら生きる ための仕組みづくり

～困ったと声に出せる
地域づくり～

- ① SOSを見逃さない地域
の仕組みづくり
- ② 地域の相談体制と情報
提供の充実
- ③ 福祉サービス利用者の
権利擁護

計画の推進に向けて、地域と行政が共働で取り組む「5つの重点項目」

○福祉コミュニティづくり ○福祉コミュニティを担う 組織等の育成支援とその役割	○緊急時における地域での相互 扶助 ○地域ぐるみ活動の拠点づくり	○地域の見守りと支援体制
---	--	--------------

地域住民による相互の助け合いシステムづくり（住民福祉実践活動の促進）

ともに生きる社会の実現
～顔のみえる福祉コミュニティ～

kameoka

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

計画の目的
地域福祉の対象
地域福祉推進の担い手
計画の位置づけ
計画の圏域（地域のとらえ方）
計画の期間

第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 計画の目的

パートナーシップ (Partnership)

「連携・提携」のこと。様々な立場の人が、対等な関係に立ち、双方が責任の主体になることで相互に自立し、差異を超えた対等な関係・役割分担の中で連携することを指す。行政と市民及び地域の事業者などが互いをパートナーとして認め合い、手を取り合って、よりよい施策を検討・実施していこうという考え方。

「あの人はこういったことで困っているんだなあ、私に何かお手伝いできることはないかなあ」という“気づき”を地域での支え合い・助け合いの取り組み＝「地域福祉」につなげるために、これまでの“行政主導型の福祉のまち”から、住民同士の「顔の見える関係」のなかで助け合い・支え合い活動が盛んに行われ、住民と行政が共働で福祉に取り組む“パートナーシップ※型の地域福祉のまち”への転換に向けた新たな第一歩となるのが、今回の地域福祉計画の策定です。

地域には、障害のある人ない人、性別、国籍、文化や年齢の違う人など様々な人が暮らしています。「地域福祉」は、そうした一人ひとりがすべて地域社会の構成員であることを認め合い、地域での人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことです。

これまでの「福祉」というと「高齢者や障害者のためのもの」というイメージをもっている人が多いかもしれません。

だれでも病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど日ごろの生活のなかで手助けが必要になるときがあります。

そんなときに、市や専門機関と地域住民や地域福祉活動団体・ボランティアなど地域に関わるすべての人たちが共働して、支援を必要としている人たちを支えていく「地域住民による相互の助け合いシステム＝地域福祉のシステムづくり」が求められるようになってきました。

少子高齢化や都市化の進行等により地域・人のつながりが希薄化するなか、社会的な不安・ストレス・孤立といった問題を抱え、身近な助けや支えを必要とする人々が増加しています。

このようななかで、障害者、子ども、高齢者、同和問題、女性等に関する様々な人権問題、ひとり暮らしの高齢者がだれにも看取られずに亡くなる孤独死、虐待、引きこもり、また災害時の要配慮者支援など、地域の理解と協力なしには解決できない様々な生活課題が生じています。

このような生活課題を地域社会の力を活かし、住民同士の見守り・声かけ・ふれあい・助け合い・支え合いなど家族的な地域づくり（福祉コミュニティづくり）を進めながら、地域ぐるみでともに解決していこうというのがこの計画の目的です。

社会的支援を必要としている人をはじめすべての人々が、地域で孤立せず、だれも排除されない、差別されない、すべての住民がともに生きる寛容で懐（ふところ）の深い社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を目指して、その基本となる共通理念や行動指針となる推進プログラム・重点項目などを定めるものです。

2 地域福祉の対象

亀岡市に住むすべての人々が地域福祉の対象となります。

支援を必要とする高齢者や障害のある人、本人やその家族だけを対象とするのではなく、地域のなかで孤立しがちな子育てに悩む親、ひとり暮らしの高齢者、外国籍を持つ市民等、国籍、性別、年齢に関わりなく地域に住むすべての人々の生活課題を地域福祉の対象としてとらえていくことが重要です。

3 地域福祉推進の担い手

地域福祉は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、要支援者の団体、自治会、一般企業、商店会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO法人）、住民参加型在宅サービス団体、学校、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉法人、社会福祉従事者（民間事業者を含む）、福祉関連民間事業者などです。

今後、これらの人や団体がネットワークをつくり、地域の課題解決のため、積極的に情報交換を行い、活動していくことが求められています。

4 計画の位置づけ

(1) 根拠法令及び市総合計画等との関係

本計画は、亀岡市総合計画基本構想を上位計画とした個別計画であり、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。

また、京都府地域福祉支援計画の内容をガイドラインとして策定しました。

(2) 保健福祉分野の個別計画との関係

本計画は、保健福祉分野の個別計画である公助計画－「亀岡健康いきいきプラン（介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）」「新亀岡市障害者基本計画」「いきいきかめおかっこ未来プラン（児童育成計画・次世代育成支援行動計画）」－とは整合性を図りつつも個別の理念計画として位置づけます。

(3) 地域福祉活動計画（亀岡市社協の活動計画）との関係

地域福祉活動計画※は、地域福祉の推進を目的にし、亀岡市社会福祉協議会が住民等の福祉活動計画として策定している計画です。地域福祉計画の理念の実現を目指し、具体的な地域活動を促進していく役割として、相互に連携を図っていきます。

地域福祉活動計画

「福祉のまちづくり（地域福祉の充実）」を目指すために、社会福祉協議会を中心として、地域の福祉活動を行おうとする住民・福祉団体・施設・保健医療機関・民間企業などの組織が策定するもので、地域における住民などの自主的・主体的な福祉活動をどう進めるかについて具体的に定めた行動計画。地域福祉活動の体系的な再構築と新たな住民連携活動の推進をどう計画するかが課題とされている。

京都府地域福祉支援計画の概要

- 基本目標 府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていく

●地域福祉推進のための4つの視点

- ◇個人の尊厳と尊重 ◇住民参加と協働 ◇地域の特性をふまえた「京都の福祉」の発展
◇担い手及び体制の整備と福祉資源のネットワーク化

●府の取り組み方向

1. 地域福祉の担い手づくり

課題

- ・府民は福祉サービスの受け手と同時に担い手
- ・府民との協働の仕組みを作っていくことが必要
- ・社会福祉事業に従事する人々の資質の向上・確保とともに、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする心の大切さの啓発が必要

- 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保
- 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保
- 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

2. 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

課題

- ・これまでに整備された福祉資源の効果的活用
- ・「相談」、「情報」、「福祉サービス」の一連の提供体制が必要
- ・誰もが安心して、その人にふさわしい福祉サービスを受けられるよう環境整備等が必要

- 福祉サービスの相談と情報提供の推進
- 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり
- 地域福祉を推進するための基盤の整備
- 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

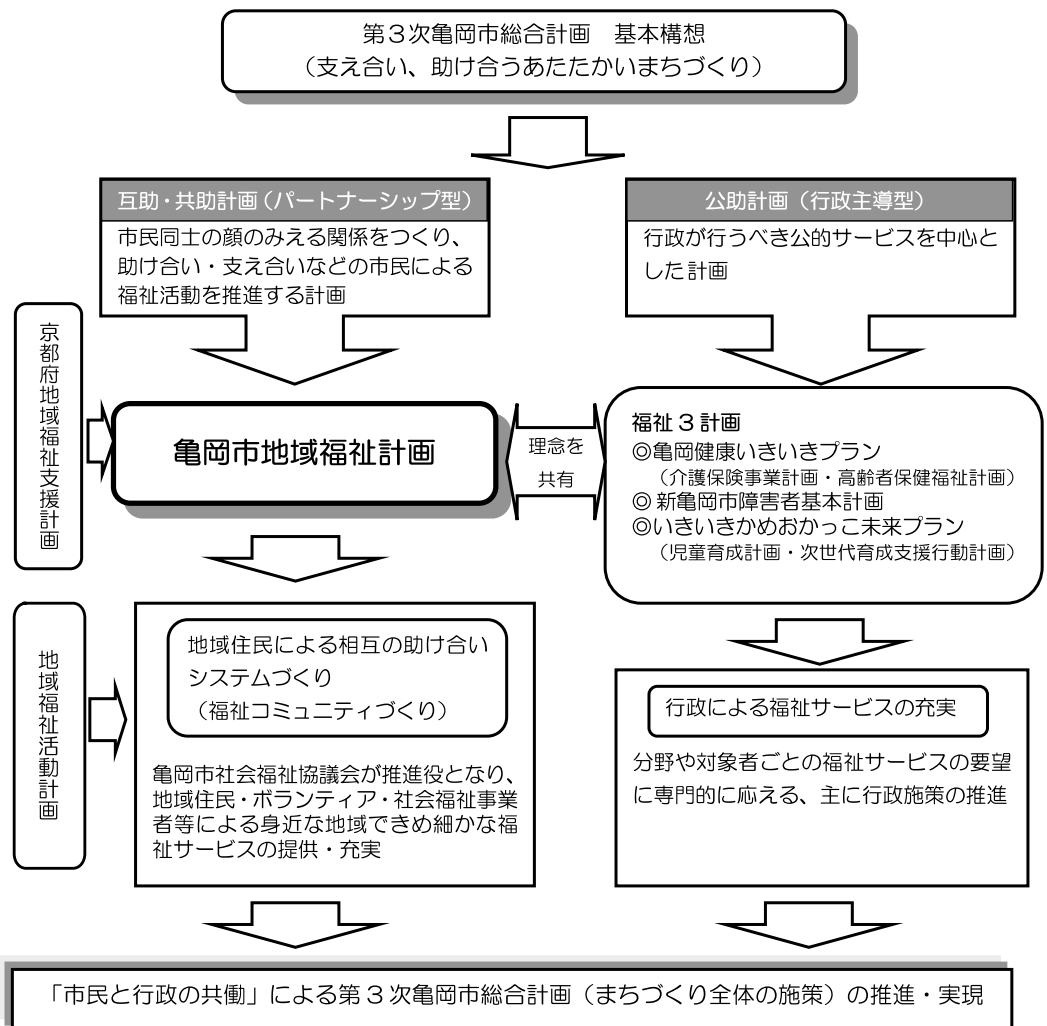
3. 地域のつながりづくり

課題

- ・人と人とのつながりの希薄化による軽易な日常生活支援の必要性の増大
- ・府民の自立した生活を支援するネットワークを重層的に築いていくことが必要
- ・既存資源を「これは福祉に生かせないか」という視点でみつめ直すことが必要

- 地域生活支援のネットワークづくり
- 防災のネットワークづくり
- 人にやさしいまちづくり
- 生活関連分野との連携

亀岡市地域福祉計画概念図



5 計画の圏域（地域のとらえ方）

本市においては、身近な地域で様々な住民主体の助け合い・支え合い活動（小地域福祉活動）が展開される福祉コミュニティづくりを推進することを計画の目的としています。

住民主体の福祉コミュニティは、地域の実情等によって様々なエリアが考えられます。

そこで計画の圏域（地域のとらえ方）は、行政上の区分や学区といったエリアにとらわれず、自治会・町内会、さらに身近な日常的なエリア（例えば「向こう三軒両隣」など）についても、福祉コミュニティを担うそれぞれのNPO、ボランティア団体、当事者団体※等の活動範囲に応じて、計画上の「圏域」として柔軟にとらえます。

なお、本市では、コミュニティづくりや福祉活動をはじめ、防犯、防災、交通安全、環境衛生などの地域づくり活動が行われており、地域の親睦と連帯の場として、重要な役割を担っている各町自治会を基本的な圏域としてとらえます。

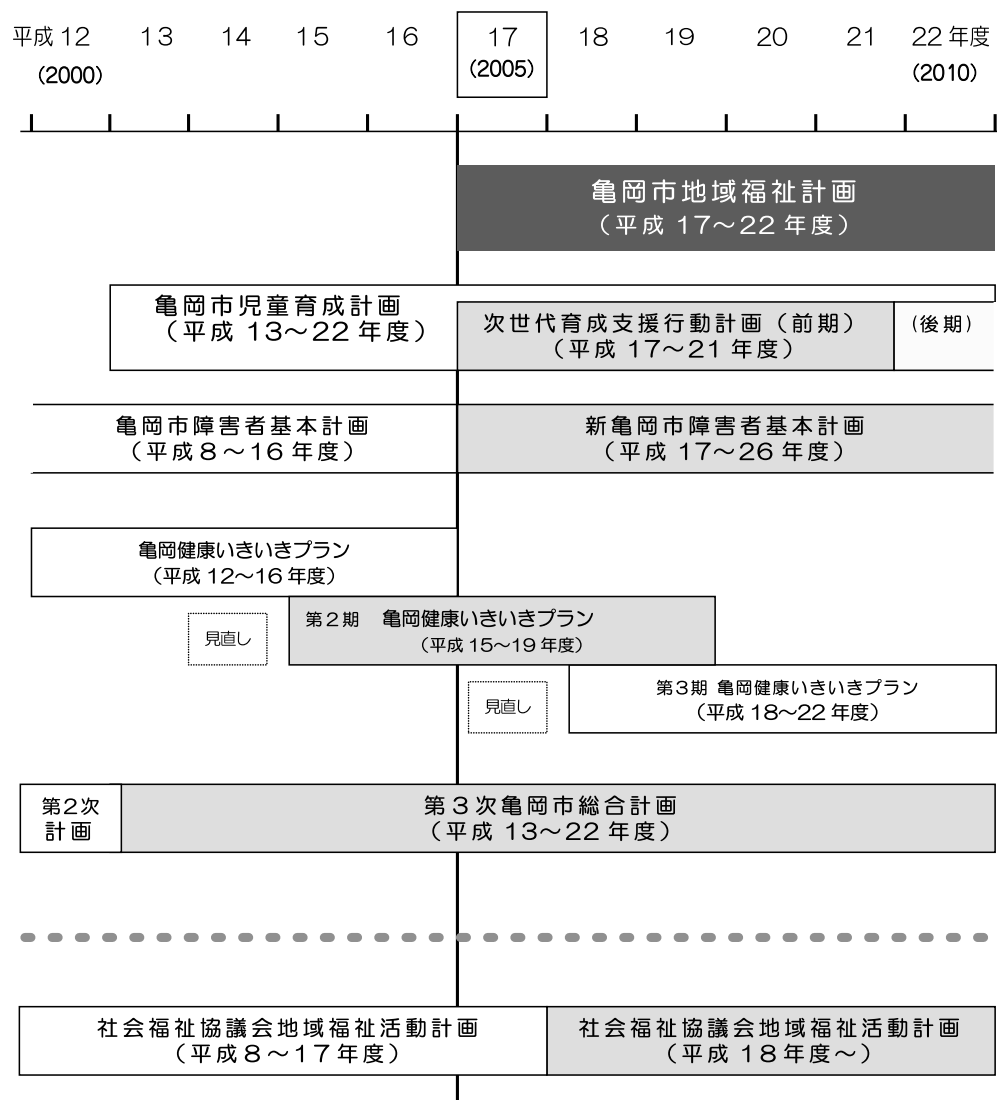
当事者団体

同じ社会的立場や問題を持つ人々の団体。親睦を深め交流を図るだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励ましあったり、情報交換をする中から、共通の課題に対して共同で解決を図ったり、自分たちの問題解決に必要な課題の把握・整理や提言をしている。

6 計画の期間

計画の期間は、中長期的な展望をふまえ、平成17年度から平成22年度（第3次亀岡市総合計画基本構想の最終年度）までとし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて改訂します。

なお、同時期（平成17年度）に策定する「次世代育成支援行動計画」、「新亀岡市障害者基本計画」や17年度に見直す「亀岡健康いきいきプラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」についても地域福祉の共通理念により整合性を図ります。



kameoka

第4章

計画推進のプログラム

地域ぐるみの福祉活動の推進
こころ豊かに安心して生活できる環境づくり
自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり

第4章 計画推進のプログラム

第4章の計画推進のプログラムでは、「市民や地域の声」を具体化するための「基本理念」、理念の実現に向けた「視点と目標」を受け、目標に向けた施策の基本方向を示しています。

「施策の基本方向は明らかになったけれど、具体的にどんなことをやっていけばよいかわからない」といったことがないように、策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイディア」や各地域で行われている活動事例を掲載しています。

1 地域ぐるみの福祉活動の推進

～福祉コミュニティづくりの推進～

基本目標Ⅰ

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受けとめ、地域が一体となりその解決を図り助け合い支え合って生活していくことが大切となります。

このため、地域住民、地域の諸団体、行政が共働して個人の人権を尊重しつつ地域住民が支え合い助け合う仕組みづくりを進めます。

また、地域住民、ボランティアやNPO、地域の諸団体、民間事業者など地域福祉を担う人々の発掘・育成を進め、「地域ぐるみ」の福祉活動を促進します。

【基本目標Ⅰ】

【施策の基本方向】

1

地域ぐるみの福祉活動の推進
～福祉コミュニティづくりの推進～

(1) 支え合いの基盤となる
「福祉コミュニティづくり」の推進

(2) 地域住民による支え合い活動の促進

(3) 地域福祉ボランティアの育成・活動の推進

(4) 社会福祉協議会との連携強化

(1) 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

福祉コミュニティづくりの推進

- 地域の人同士が気軽にふれあい、交流できる場づくりを推進し、「見守り」「話し合い」「助け合い」といった支え合い活動を実践する基盤組織となる「福祉コミュニティづくり」を支援します。
- 福祉コミュニティの中心となる社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等が身近な地域で十分に活動できるよう、自治会、老人クラブ、こども会、小・中学校など地域と関わりの深い組織とのネットワーク※形成を支援します。
- 近隣同士のあたたかい人間交流で支え合う福祉コミュニティづくりに向けて、声かけやあいさつ、近所付き合いや見守りなどを大切にする風土づくりを促進します。

ネットワーク

人と人との輪やつながりによって、相互の交流や情報交換などが行われるようになること。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイディア」

- ・福祉ネットワーク（近隣者・民生委員や友人で友愛訪問）をつくっていく
- ・経験を集積していく取り組み。具体的には作文コンクールやアイディア箱を設置する
- ・福祉団体組織（各地域に福祉委員を置き推進する）や福祉協力員（高齢者ボランティア、民生委員の補助）を設置していく
- ・ボランティアを発掘する仕組みづくり、それを組織化してネットワークをつくる
- ・見守りパトロールを進める。声かけや地域子育てサロンなども行っていく
- ・誰もがいつでも集まれる場所にふれあいサロンなどをつくる

活動事例 コミュニティづくりの現場から

～ふれあって 自治・福祉・防災のまちづくり～

かすが 春日住民福祉協議会（京都市上京区）の取り組み

京都市上京区の春日学区では、住民主体で福祉が進められるよう、学区社会福祉協議会を住民福祉協議会と改め、構成メンバーの各種団体と横の連絡調整を図りながら医療、保健、防犯、防災、福祉面の活動に取り組み、住みよいコミュニティづくりを進めています。

【活動の内容・特色】

- ・防災と福祉の活動に取り組む一つのきっかけとなったのは、昭和54年、学区内でひとり暮らしの高齢者が火事で亡くなるという事件が起きたことです。学区の関係者が集まって反省会が開かれたことが発端で、「学区の各団体のなかで一つでもいいから、何か高齢者に関する取り組みをしようではないか」と、「ふれあい訪問活動」や「ふれあい教室」などが始まりました。
- ・福祉協議会の活動内容はますます盛んになっており、防災、防犯、福祉活動へと幅が広がり、学区運営のミニデイサービス「ミニケアサロン」（平成4年～）や、住民主導による様々なボランティア活動等が生まれてきています。

コミュニティ・ビジネス

地域の人々が設立・所有する経済的な組織で、地域社会（コミュニティ）をベースに活動し、活動により得られた利益を地域社会の発展や組織の活動の展開のために使用する経済活動・市民活動などのことを指す。

(2) 地域住民による支え合い活動の促進

地域住民による支え合い活動の促進

- 地域で暮らしの手助けを必要としている人のために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の団体、NPO、ボランティアや隣近所の人たちが協力して「見守り」「助け合い」「福祉サービスの橋渡し」を行いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める支え合い活動を促進します。

NPO、ボランティアと連携した多様な福祉サービスづくり

- 多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政や福祉施設だけでなく、新しいアイデアを取り入れた地域密着型コミュニティ・ビジネス※など、NPO、ボランティアなど多様な主体が担い手となった福祉サービスづくりを促進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・地域の人たちの知恵集めやアイデア・コンクールを行う（小・中・高校生、大学生、女性、こども、当事者、中年、高齢者のそれぞれの語り）
- ・亀岡の伝統文化を紹介する場づくり
- ・ふれあいサロンで出前の介護予防講座を実施していく
- ・ギャラリーをつくり、若い人をひきつける仕掛けを行う
- ・向こう三軒両隣の精神を浸透させよう

活動事例

～こどもヘルパー大活躍～

うぶやまむら
熊本県産山村社会福祉協議会の取り組み

県内でも高齢化率が高いこの村では、介護や見守り活動などの支援をどうやっていくかが大きな課題でした。そこで、小学校の児童たちが中心となった「こどもヘルパー」活動を実施し、高齢者の話し相手や掃除や草取り等の生活支援を行っています。

こどもたちと高齢者の世代をこえた交流は、こども達に人を思いやる気持ちが芽生え、高齢者は孤独感を解消するだけでなく、村全体の活気にもつながっています。

活動事例

～日替わりシェフのコミュニティレストラン～

NPO法人コミレスネット（三重県）の取り組み

コミュニティレストラン（通称：コミレス）は、コミュニティ・ビジネスの一つで、飲食店としての機能の他に、地域住民が集うコミュニティセンターとしての役割も担っています。

三重県四日市市のNPO法人コミレスネットでは、本町通り商店街の空き店舗を利用してコミュニティレストラン「こらぼ屋」をオープンさせました。

こらぼ屋の特徴は「ワン・デイ・シェフ・システム」です。普通の主婦からプロを目指す方まで、日替わりのシェフが腕をふるいます。家庭料理から多国籍料理まで、様々な味が日替わりで楽しめると評判で、限定20食のランチは完売の日も多く、商店街の賑わいに貢献しています。

(3) 地域福祉ボランティアの育成・活動の推進

ボランティア等人材の育成

- 福祉は人づくりからと言われています。地域で身近な福祉活動を行うボランティア・リーダーや実践者の発掘・育成を行うため、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して、人材育成の講座・研修会等を開催し支援します。

NPO・ボランティア活動の推進

- NPO、ボランティア活動は、公的サービスでは十分賄うことができない多様で日常的な福祉ニーズに対応するものとして期待されています。
- そこで社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体等の活動支援を図るとともに、活動したい人の意欲を生かすため、活躍の場づくりや情報提供の充実等を図り、ボランティア活動がしやすい環境づくりを推進します。
- また、ボランティア活動の拠点として社会福祉協議会が運営するボランティアセンターのコーディネート※機能の充実・事業推進を図り、NPO、ボランティア団体や福祉コミュニティづくり活動の支援を行います。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・ハローワークへのアクセス、母子・高齢者の社会参画メニューづくりを進める
- ・子育て支援ボランティアを三世代間で行っていく
- ・ボランティアのシステムづくりを進める。ボランティアの育成プログラムをつくる
- ・ボランティア活動に対する表彰
- ・ボランティアのネットワークをつくる
- ・高齢者ボランティアの育成・活用
- ・団塊の世代の力を最大限活用する
- ・ボランティアが気軽につどい交流し、活発な活動が展開されるよう、活動拠点の充実を図る
- ・ボランティア意識を育むため、より多くの市民に啓発を行う

コーディネート

さまざまな部分や活動をある一定の方向に沿って組み合わせ、全体を調整すること。

活動事例 ～ボランティアによる温泉宅配～

熊本県^{うえき}植木町社会福祉協議会の取り組み

植木町には豊富な温泉資源があり、これを活用して、在宅で寝たきりの高齢者や障害者にも家庭で温泉気分を味わってもらおうと、平成6年から温泉宅配を行っています。

温泉宅配は社協に登録された運転ボランティアが行い、毎月2、3、4の月曜日（9：00～12：00）に行っており、約20名の方が、月に1回利用されています。

ボランティアの心配りと温泉の温かさで、利用者は心も身体もあたたまります。

活動事例 ～ふれあいサロンのキーパーソンの育成～

熊本県^{にしき}錦町社会福祉協議会の取り組み

錦町社協では町内26行政区すべてに、公民館等を利用した「いきいきサロン」の設置を目指しており、その際、サロンを行政の運営ではなく、地域住民の主体的な運営を期待していました。

そのために、まず、それぞれの行政地区ごとに、主体的に活動をする「キーパーソン」の育成を目指し、研修を実施しています。

研修を終了したキーパーソンは、現在（H16. 1. 1）で100名を超えています。キーパーソンは、地域の実情をよく知っていることもあり、地域の人材を取り込みながら、地域ごとに必要とする活動を、在宅介護支援センターや役場等と連携を図り、工夫しながら実施しています。

キーパーソンによって、運営されているサロンでは、住民の組織力の強化が図られており、26行政区の内18行政区では、ひとり暮らしの高齢者見守りネットワークが構築されるなど、地域の福祉力が底上げされています。

最も活発な活動をしているサロンでは、地区社協的な位置づけへとその機能がさらに強化されています。

(4) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会との連携強化

- 地域福祉の推進を担う中心的な団体である社会福祉協議会との連携を深め、福祉コミュニティづくりや地域ぐるみの支え合い活動の活性化等を図ります。

活動事例 ～地区社協ごとの住民参加の計画づくり～

松江市地区社協（島根県松江市）の取り組み

地区社会福祉協議会（小学校区）ごとに住民参加で地区地域福祉活動計画を策定しており、地区社協（小学校区）ごとに設置されている公民館が地域福祉活動の拠点として機能しています。公民館長、民生委員、自治会、老人クラブ等を対象に、福祉活動をテーマにした自主研修会を実施するなど、公民館、生涯学習と連携した地域福祉の推進に取り組んでいます。



2 こころ豊かに安心して生活できる環境づくり

～地域福祉の共通基盤づくり～

基本目標Ⅱ

地域福祉を進めていくうえで、人権尊重の視点が不可欠です。亀岡市では、人権尊重の心が地域の福祉を進める力を高め、さらに福祉が人権尊重の心を育んでいくような福祉文化の創造を進めます。

また、様々な市民活動を展開している人々が福祉の意識を持ちながら取り組みを行っていくとともに、学校活動や企業活動を福祉に結びつける福祉教育を推進します。

すべての市民の社会参加を促進するための環境整備を行うとともに、情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを進めます。

また、防災面からも地域における福祉力を高めながら、災害時への対応力を備えるネットワークづくりに努めます。

【基本目標Ⅱ】

2

こころ豊かに安心して
生活できる環境づくり
～地域福祉の共通基盤づくり～

【施策の基本方向】

- (1) 人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成
- (2) 災害時や防犯に備えた地域連携
- (3) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり
- (4) 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 人権尊重の視点に立った地域の支え合い意識の醸成

人権の尊重と福祉意識の醸成

- 人権尊重の視点はすべての活動において欠くことのできないものであり、個人の尊厳やプライバシーが保たれるとともに、一人ひとりが相手を思いやり、お互いを大切にする意識が必要です。
- 同和問題や女性、こども、高齢者、障害者、在日外国人などをめぐる人権問題を課題としながら、社会的支援を必要としている人々が地域で孤立しないよう、ともに生き、支え合える地域社会づくりを進めます。
- ハンディのある人々への理解を深め、無関心や誤解、偏見や差別など心のバリアを取り除くための取り組みを推進します。

やさしい心を育む福祉教育の推進

- やさしい心を育てるため、乳幼児期の家庭にはじまり、学校教育、職場、高齢期に至るまで、すべての生活面において優しさを育む生涯教育や生涯学習の充実を図ります。
- 地域のなかで、様々な世代間交流を行うことで、人への優しさや思いやりの気持ちが自然と地域にあふれる福祉文化の創造を推進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・体験学習の充実
- ・空き教室で学ぶこども達に特技を教える（世代間交流）。給食も一緒に、行事にも参加する
- ・人権・福祉とは何かを学べる講座や学習会など市民啓発を行うための取り組み
- ・男女共同参画の視点に立って、地域の助け合い支え合い意識を育む

活動事例 ～福祉体験学習～

京都府精華町内の小学校の取り組み

町内の小中学校において、高齢者との世代間交流や社会人講師や聴覚障害者を迎えての手話・点字・車椅子・アイマスクの体験学習や、町社協のボランティアセンターと連携を取りながら、古切手収集や古布裁断ボランティアなどの体験を行っています。

(2) 災害時や防犯に備えた地域連携

災害時や防犯に備えた地域連携

- 地震など大災害があった際は、救急車や消防車がすぐに到着するとは限りません。災害が発生しても、混乱のなかでも自力避難が困難とされる人々への対応が速やかに行われるよう、地域ぐるみの防災体制づくりや近所付き合い、支え合いが活発な「顔の見える地域づくり」を進めます。
- 地域で生じる身近な事件・事故等に速やかに対応するため、地域住民、ボランティア、自治会、防犯・防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの連携のもとで、こどもや高齢者をはじめとした弱者を地域ぐるみで守る安心・安全のまちづくりを推進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・災害ボランティアを育てる
- ・緊急に手助けが必要となす時のサポート体制を地域のなかにつくる
- ・緊急時に支援が必要となる人たちが、どこに住んでいてどのような状況なのかを、地域連携・ネットワークのなかで把握し、情報を共有していく。また、情報を共有する人が守秘義務を徹底できるよう、研修等の充実に努める
- ・学童の安全に配慮した地域ぐるみの見守りネットワークを形成する

活動事例

～住民参加による生活支援ネットワーク（災害時も想定）～

真鶴町社協、ボランティア、ホームヘルパー等（神奈川県真鶴町^{まなづる}）の取り組み

真鶴町全図に、在宅福祉サービス利用者を取りまくボランティア、登録ヘルパー、社協職員、民生委員等の居住地がわかるマップを作成しています。地勢的に、災害時に孤立しやすい地域であり、災害時に誰が誰を支援するのか、どこへ連絡するのか等、話し合いを開始しています。

(3) 既存資源の活用による交流・ふれあい活動の拠点づくり

既存資源の活用による地域拠点づくり

- 地域の自治会館やコミュニティづくりの拠点である文化センター・高齢者・障害者・児童福祉施設などの社会福祉施設等において、地域福祉を支える様々な活動が展開されています。
- このような地域資源が、身近な地域で世代や障害の有無を超えて多様な人々が集い、語り、交流を深め、相互に支え合う地域福祉の拠点としてさらに活用されるよう推進します。
- また、空き店舗や集会所など十分に活かしきれていない地域の資源を交流・ふれあい活動の場として有効に活用されるよう推進します。

地域行事の活用による住民交流の促進

- 地域には、運動会、祭り、盆踊り等の地域行事や伝統文化など様々な交流の場があり、地域のコミュニティを育む重要な交流の機会となっています。
- これらの地域資源を活用して、こどもと高齢者との世代間交流や、地域にある福祉施設との交流など、日常のなかでこどもや障害者、高齢者がともに心ふれあう交流事業を促進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・ 空き店舗・空き教室や公共施設などを整備して、地域活動の拠点にする。ぬくもりのある生活空間を再利用して子育て支援、高齢者、障害者、だれもが行ける憩い・癒しの空間をつくる
- ・ 民家や公民館を開放し地域で見守っていく体制をつくる。在宅の高齢者（初期）がこどもの見守りや学童保育を実施し、近所での遊びや学習を見守る
- ・ 様々な世代が交流できる場の創造
- ・ 「炉端（ろばた）」を地域のなかにつくる
- ・ 公民館、生涯学習センター、お寺、神社、広場、空き教室、図書室などを活用していく
- ・ 散歩道を活用して、ウォーキングコース、ベビーカー・車いすにやさしいコースなどをつくる
- ・ 地域で高齢者が定期的・継続的に活動できる場をつくる
- ・ 精神的ストレスの解消を図る空間づくり
- ・ 地域の身近な施設を利用しやすくするため、使用条件の緩和やバリアフリー化などを行う

活動事例

～地域資源を活用した住民参加の高齢者サロン～

「のびのびクラブ」(神奈川県藤野町^{ふじの})の取り組み

外出しにくく、自宅にとじこもりがちな高齢者の外出の機会をつくるために、神奈川県藤野町社協では、老人クラブや自治会農協、学校、ボランティア等の協力を得て、各自治会、農協の施設を活用しながら、地域の子育て支援活動と連携した「のびのびクラブ」を実施しています。「のびのびクラブ」では、幼児教室との交流の実施や、小学校との交流のなかで「昔の遊び」を高齢者が小学生に教えるなど、地域で子育てを支える基盤づくりに加わっている地域の様々な活動や資源をつなげて誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めています。

バリアフリー
Barrier-free

「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての「障壁」を取り除くという考え方。

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者や障害者など誰もが自由に社会参加ができ、世代を超えて助け合い、支え合うことのできる地域社会をつくるため、物理的なバリア（障壁）を「除く」ではなく、車いすの人が段差で止まっていたら援助するなど、相互理解と心づかいが素直に出てくる「心のバリアフリー※化」を推進します。
- また、生活の基本である「移動」が自由にできるよう、NPOや民間事業者等の協力を得ながら、高齢者や障害者等が利用しやすい移動手段の充実を図ります。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・曜日毎のコミュニティバスの運行。月曜は買い物バス、火曜はお医者バスなど
- ・少人数乗車（ワゴン車も走行）
- ・コミュニティバスを全市に走らせる
- ・各地域にあるデイスサービス車を活用する（作業所や他施設ののものも活用する）

活動事例

～タクシーを乗り合いにして格安で利用する～

福島県小高町の取り組み

福島県小高町では、商工会議所が主体となって乗り合いタクシーの運行を始めています。電話一本で玄関先から目的地まで格安な料金で運んでくれるうえ、専用の配車センターをもうけ、一回の運行でできるだけ多くの人を効率よく乗せることで低料金に抑えることに成功しています。

3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくり

～困ったと声に出せる地域づくり～

基本目標Ⅲ

亀岡市では、各種保健福祉計画に基づき様々なサービスが行われており、また、それらの一層の充実を目指しています。しかしながら、福祉サービスを必要としている市民は、常にサービスに結びつくことができるわけではありません。そこで、市民の福祉ニーズが身近な地域で適切にサービスに結びつく仕組みづくりを進めていきます。

また、支援を必要とする市民が地域で自立した生活を送れるよう、様々なサービスを市民が効果的に利用できる体制の確立を目指します。

【基本目標Ⅲ】

3

自立を支え、自ら生きるための
仕組みづくり
～困ったと声に出せる地域づくり～

【施策の基本方向】

(1) SOSを見逃さない地域の仕組みづくり

(2) 地域の相談体制と情報提供の充実

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

(1) SOSを見逃さない地域の仕組みづくり

地域の見守りネットワークづくり

- 今日の地域社会は、昔と異なり地域のつながりが薄れ、身近な地域で「困った」とSOSサインを出している人々や課題がみえにくくなっています。
- こうしたSOSを早期に発見・解決していくために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、NPO、ボランティア、福祉施設、病院、医院、郵便局、新聞配達・宅配等の団体や最も身近な隣近所など、地域に関わる多様な担い手による見守りネットワークづくりを進め、適切に専門機関等につなぎ支援する体制づくりを推進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・ 民生委員・児童委員などが中心となり、身近な地域の相談活動を充実する取り組み
- ・ 住民のSOSを見逃さない、声を拾う仕組みとなる「人と人のネットワーク」をつくる
- ・ 新聞・牛乳・郵便配達員との連携を進める
- ・ 地区社協を立ち上げ、見守りネットをつくっていく

活動事例 高齢者の閉じこもり解消作戦1 ～贈り物作戦～

東京都多摩ニュータウンの取り組み

高齢者を地域で支えるためには、まちの高齢者のなかで、誰がひとり暮らしで、誰が困っているかなどの情報をつかむことが先決。そこで東京都の多摩ニュータウン、諏訪公団住宅の自治会では、毎年敬老の日に「敬老商品券」を配っています。

また、高齢者が商品券をもらうためには、自治会に申込書を提出する必要があり、そこに、住所や連絡先、年齢などの基本情報を記入していただき、これと引き替えに商品券を渡すことで、自治会は団地の高齢者の情報をつかむことに成功しています。

活動事例 高齢者の閉じこもり解消作戦2 ～見守り作戦～

富山県宇奈月町^{うなづき}の取り組み

毎日ひとり暮らしの高齢者の安否を確認するための妙案。富山県宇奈月町では新聞配達、郵便配達、牛乳配達、そして電気、ガス、水道の検針員の方々が、仕事でひとり暮らしの高齢者の家を訪問するついでに安否を確認しています。

さらにまちのこどもたちが定期的に高齢者に絵葉書を描いて送ることで、郵便配達が訪問する回数を増やすという工夫もしています。このはがき作戦によって高齢者とこどもたちの交流も生まれています。

(2) 地域の相談体制と情報提供の充実

身近な相談体制の推進

- いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア等と連携し、それぞれの地域において身近な相談体制づくりを推進します。

総合的な相談支援体制づくり

- 相談内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できないことや、緊急の対応が必要な場合等に、専門機関につなぎ支援することが重要です。
- そこで、福祉施設、医療機関等の専門機関と地域の身近な相談窓口とが連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。

わかりやすい情報の提供

- 利用者に合った福祉サービスを自ら選択し、利用するには、各種福祉サービスの情報が適切に提供されることが必要です。
- そこで、利用者が福祉サービス等の情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障害者、子育て等に関するガイドブック等の充実や適切な配布に努めるとともに、インターネットを積極的に活用するなど、わかりやすい情報提供に努めます。
- また、民生委員・児童委員等の各種相談員の身近な地域での相談活動を支援し、その活動を通じた情報提供の充実を図ります。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・生活・心や健康の相談など相談活動の充実
- ・介護や健康相談などの出張相談所をつくる
- ・健康教室に対する意識を持つ
- ・家庭内で話し合う機会や集会など、人が集まり話し合える場を創出する取り組み

活動事例

～商店街のど真ん中、総合相談窓口「げんきワールド」～

秋田県鷹巣町の取り組み

商店街の中心部という好立地条件を活用し、町、社協、たかのす福祉公社が一緒になり、介護保険をはじめとする各種福祉保健サービスの総合窓口を運営しています。

介護予防や健康づくりに関しての情報提供や、介護に関する知識・介護技術の普及促進、さらにははこどもから高齢者まで、誰もが気軽に利用できる世代間交流の場、生きがい活動を支援する場として、町民に幅広く利用されています。

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

福祉サービス利用者の権利擁護の推進

- 福祉制度が「措置」から「契約」へと変わってきており、利用者が事業者と対等な関係で福祉サービスを利用できるよう、苦情を申し出る仕組みや、判断能力が不十分な利用者の権利が保障される制度等が整備され、活用されることが必要です。
- そこで、利用者の権利擁護を推進するため、事業者の責務として設置が求められている「苦情解決制度※」や、社会福祉協議会が取り組む「地域福祉権利擁護事業※」、法的制度である「成年後見制度※」等の周知・定着を推進します。

★策定委員会で提案のあった課題解決の「妙案」「アイデア」

- ・福祉サービスの質の確保を保つため、人権尊重の視点に立った人材育成プログラムを作成する

苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図り、質の高いサービスの提供を実現するための制度。社会福祉法においては、社会福祉事業の経営者は利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされている。

地域福祉権利擁護事業

社会福祉法上の制度で、判断能力は一定程度あるが、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な高齢者や障害者等に対し、自立した地域生活が送れるように、日常的な金銭管理のサービス、大切な書類の預かりサービス、介護保険などの福祉サービスの利用援助など日常生活を支援する事業。社会福祉協議会が実施主体となり、生活支援員がこれにあたる。

成年後見制度

病気や障害のため判断能力が著しく低下した人は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあうおそれがある。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、平成12年(2000年)4月にスタートした制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。

亀岡市地域福祉計画策定にあたってのメッセージ ～岡本民夫委員長（同志社大学教授）より～



非常に地域に密着した理念、計画ができたと思っています。

こういう計画の最終結論としては、いかに具体化するか実践していくか、その過程が大事です。しかし、これからスタートであるという認識を持ってほしいです。委員の皆さんにもそういうかたちで感想や意見を、これを一つの契機として出してほしいと思っています。

計画には3つの側面があり、ひとつには地域にある既存の仕組みや仕掛けを大いに反映させ、これからまたそういう仕組みを創っていくという面があります。もうひとつは、創った仕組みをどう動かし、運用していくのか、仕組みを支えるための機能を盛り込んでいかなければならないという面があります。最後は、こういう仕組みやそれを支える機能を動かす人です。人がどう現実を認識し理解し、実行につなげていくのか、そういう担い手がこの先問われてくると思います。

地域福祉計画は亀岡市の皆さんが支え合うようなものにしたいと思っています。

まち・地域というものは生き物であり、同じ顔をしているわけではなく、様々な顔、つまり課題をみることができます。調査、アンケートだけでなく、現実をどう把握していくのか、計画を実行に移すプロセスの中で、常にまちの現実をどうみていくのか、進行管理も含めて非常に大事なことではないかと思っています。

社会は激変の時代で足元や先行きのみえない状態となっています。ある大学では安心安全を確保する学問のセンターを立ち上げました。また、様々な大学などが協力した学会の立上げなどの学際的研究も行われています。これはもはや特定の地域だけではなく、世界中を視野に入れてするわけですから、少なくともこれらの課題は地域社会の日常生活の中にもあるはずですから、これをどう考えるかが大切だと思います。

現実を見据え、将来を見据える目を持つことが大事になりますし、「きく」耳も持たなければなりません。「きく」には3つのきき方がありまして、まずは、問いかけて答えを求めるきき方そしていろいろな言われていることを聞く、新聞の「聞」。さらに、真心をもって聴く傾聴が大事になってくるのではないかと思います。

大変激しく動く社会ではありますが、現実をみつめ、変えるべきものか、変えなければならぬものかを見極めていかなければなりません。それは市民が最終的にしなければならないものですが、逆に、変えてはいけぬもの、あるいはゆずれないものも存在するので、きちんと判断する力をもたなければなりません。

こうした状況の中で、いかに新しいものを創っていくのかというと、それは皆さんのアイデアなり発想なりを組み立てていく、そういうリーダーシップがあらためて問われているのではないかと思います。みんなで考えて、実行する場面と機会が必要だと思います。

この計画が具体化できるように、市民の皆さんや関係機関の実行力、実践力が大事ですのでしっかりと進めてほしいと思います。

平成17年2月25日 第4回亀岡市地域福祉計画策定委員会
「岡本委員長総括コメント」より抜粋

kameoka

第5章

計画の推進に向けて

市民と行政が共働して進めていく重点的な取り組み
市、地域住民、関係団体、事業者等の共働とパートナーシップの構築
地域福祉推進体制の整備

第5章 計画の推進に向けて

1 市民と行政が共働して進めていく重点的な取り組み

第5章では、「地域住民による相互の助け合い、支え合いのシステムづくり」に向けて、5つの重点施策を掲げています。

この重点施策は、地域・市民と行政の役割分担のもとで、共働で取り組むことが必要です。この取り組みを通して“行政主導型の福祉のまち”から“パートナーシップ型の地域福祉のまち”へ、そして「顔の見える地域社会」の実現を目指します。

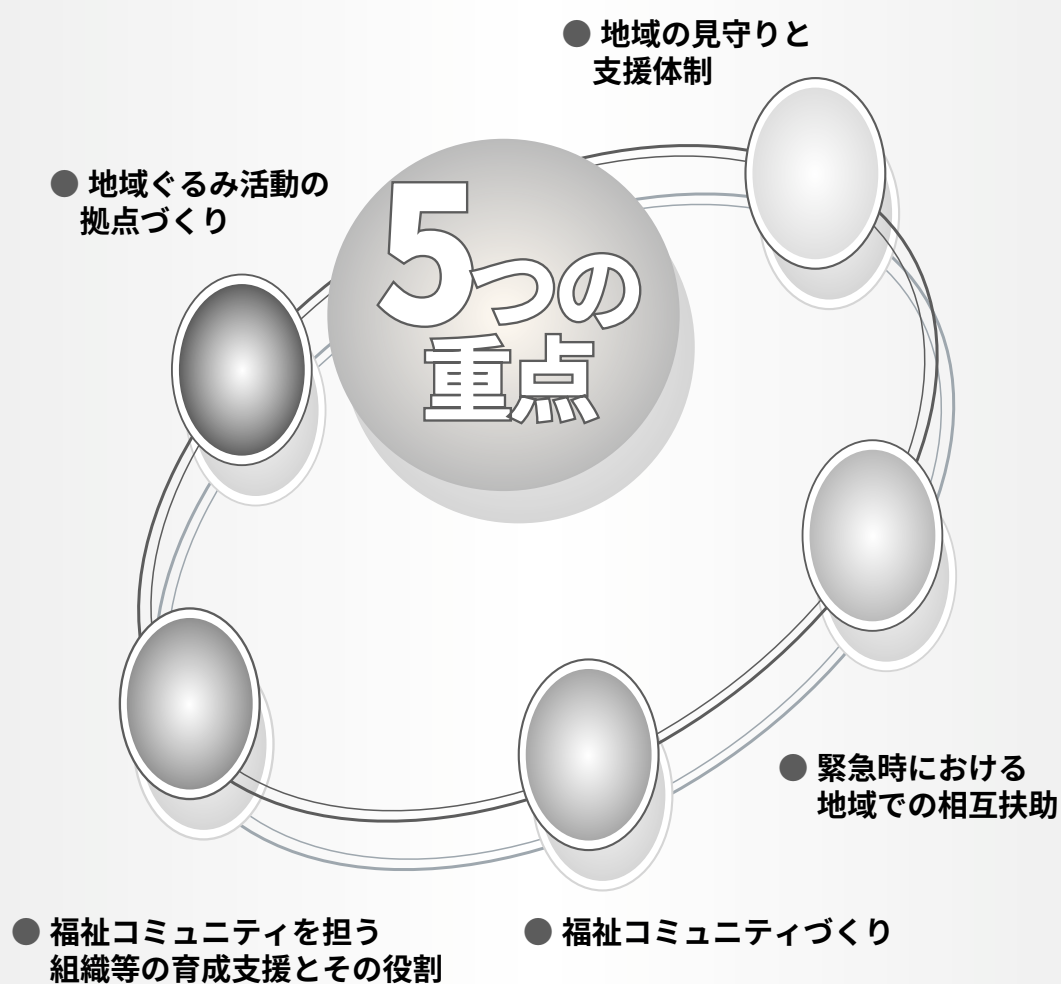
例えば、身近な地域で問題が発生した場合に、最初に気が付くのは地域や近隣の住民であり、緊急時にすぐに対応することのできるのは「近隣相互の助け合い活動」です。

阪神淡路大震災をはじめ、平成16年に発生した新潟県中越地震、台風等による大規模風水害などの緊急時において行政（公助）以上に大きな力となったのは、隣近所の人たちや、地域の消防団、NPO、ボランティアの人たちの力（互助・共助）であり、「地域ぐるみの福祉活動」でした。

また、最近増加の傾向にある高齢者・女性・子どもが被害者となる身近な犯罪は、本来、地域コミュニティがしっかり機能していればある程度防げたものもあり、高齢者の孤立といった福祉問題やゴミの散乱といった環境問題なども、地域の見守りや支え合いが活発化すれば解決できるものもあります。

このような地域が本来持っている福祉力を活性化し、人々がつながり、地域で交流し、あたたかみのあるきめ細かな助け合い活動を活発化させるために、次の重点的な取り組みを進めます。

市民と行政が共働して 進めていく重点的な取り組み



(1) 地域の見守りと支援体制

現 状

- 近隣住民の交流が少なく、近くにどんな人が住んでいるか把握できていない。
- 福祉的な問題を抱えた家庭は、地域から孤立しがちである。
- プライバシー保護のため、関与がしにくくなっている。

課 題

- 地域内の課題をどうしたら地域住民が共有することができるのか。
- 課題の早期発見・早期支援のために、住民相互の交流、見守り・支え合いをどのように活発化させるのか。

都市化の進展やプライバシーの問題等により、地域内居住者についての把握が難しくなっています。民生委員・児童委員アンケート調査等からも、ひとり暮らし高齢者や障害者世帯がどこにあるのかわからないため、支援を求めていること自体わからない状態にあるとの意見もありました。

地域課題の早期発見と支援を、どのように実現していくかが課題となっています。



～今後の展望～

地域の役割

- 日ごろの近所付き合いや声かけ、住民相互の交流を通じて、支援を求める人の早期発見を心がける。
- 民生委員・児童委員、自治会・町内会、NPO、ボランティア団体、当事者団体など地域の活動団体が連携し、地域ぐるみの見守り体制づくりを行う。
- 地域の見守り活動を行う団体と、福祉の専門機関や市関連各課とが情報を交換・共有し、連携による課題解決を図る。

市の役割

- 小地域ごとに、住民による連携体制（ネットワーク）をつくり、見守り、声かけなどの充実を図り、早期問題発見、予防、解決できる体制づくりを推進する。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、当事者団体はもちろん、学校、医療機関、交番など、地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワークの拡大を図る。

ひとり暮らし高齢者をはじめ支援が必要な人が地域で孤立しないように、近隣での支え合いを推進し、きめ細かな支え合いや見守り・助け合い活動を働かかけます。

また、支援を必要とする人を早期に発見し対応するため、多様な団体・地域住民が参加する地域ぐるみの見守りネットワークづくりを進めます。

地域住民の皆さんには、住民相互のふれあい・交流を図っていただき、SOSサインが出しやすい、見逃さない地域づくりが期待されています。

(2) 緊急時における地域での相互扶助

現 状

- 寝たきり高齢者や身体に障害のある人は、災害時の避難の際に助けが必要である。
- 高齢者が多い地域では、災害時の救援活動に不安を抱えている。
- プライバシー問題が地域の現状把握を阻害している。

課 題

- 障害のある人や高齢者など、避難に支援を要する人の所在をどのように把握するか。
- 近隣住民同士の交流が少なく、緊急時の相互扶助活動を期待できないところがある。
- 支援を要する人をどのように避難させたらよいかの行動マニュアルがない。

地域では、阪神淡路大震災や台風による大規模水害等の教訓から、災害時における地域内の要配慮者の把握の必要性を感じていますが、プライバシーの問題により困難な状況となっています。

また、都市化の進展などにより従来のコミュニティが失われた地域や、宅地分譲やアパート建設により新たな住民が増加し、近隣住民との交流が盛んではない地域があるなど、緊急時の相互扶助活動が必ずしも期待できず、災害発生時の対応に不安を感じている状況があります。



～今後の展望～

地域の役割

- 災害に備え、自分の身を守るため何が必要かを日ごろから考えておく。(自助)
- 支援を必要とする人は、災害時に近隣の人にどうして欲しいかを伝えておく。
(自助・互助)
- 日ごろの近隣付き合いや地域交流を活発化し、緊急時・災害時に支援が必要な人をプライバシーに配慮しつつ把握し、地域ぐるみでどんな支援ができるかを決めておく。(共助)

市の役割

- 地域ぐるみの支え合い、助け合いの意識に根付いた、隣近所の顔の見える「福祉コミュニティづくり」を支援する。
- 災害時における自力避難が困難とされる要配慮者に対して、的確かつ迅速な支援が行える仕組みづくりを支援する。

災害時における人的な被害を最小限にとどめるためにも、地域住民の皆さんには、日々の近所付き合いや地域交流を通じて、顔の見える福祉コミュニティづくりや地域でできる要配慮者に対する支援に取り組まれることが期待されています。

(3) 福祉コミュニティづくり

現 状

- 新興住宅地やアパートの多い地区では近隣との交流がないところがある。
- 福祉的な問題を抱えた家庭は、地域から孤立しがちである。
- プライバシー保護のため、関与がしにくくなっている。
- 地域活動への参加や関与を嫌う人が増加している。

課 題

- プライバシー保護と近隣住民の把握をどのように両立させていくか。
- 住民相互の交流が不足していて、困っていることが把握できない。
- 家に閉じこもっている人をどのように地域社会に参加させればよいのか。

都市化の進展などにより、地域住民同士の結びつきが希薄になり、様々な課題が生じています。

地域住民の交流があってはじめて、住民のみなさんによる地域に住む高齢者や障害者など支援を要する人が把握でき、また地域課題の発見、共有化、早期支援につながっていきます。

運動会・祭り、盆踊り等の地域行事等への参加促進など、こどもや高齢者、障害者等との世代間交流やふれあいの場の創出などを通して、お互いの顔の見える「福祉コミュニティ」づくりが求められています。



～今後の展望～

地域の役割

- 交流の基本はあいさつから。声かけが潤滑油となることを意識する。
- 清掃や防災訓練などの地域行事には積極的に参加し、交流を深める。
- 住民の支え合い、助け合いの意識に根付いた「福祉コミュニティづくり」を行う。
- 地域の問題や重点課題を地域で議論する場を持つ。

市の役割

- 地域の人同士が気軽にふれあい、交流できる場づくりや、こどもから高齢者・障害者をはじめ、誰もが参加できる広がりのある地域行事の開催を働きかける。
- 地域ぐるみの支え合いを進めるため、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設関係者など、地域内活動者のネットワーク組織の設立等を促進する。

福祉コミュニティづくりには、日常の交流が大切です。市としても、コミュニティ構築の重要性を啓発し、自治会などに交流のための地域行事開催をお願いしていきます。地域住民の皆さんにも積極的にあいさつを行うなど、顔と顔の見える関係づくりを心がけることが期待されています。

(4) 福祉コミュニティを担う組織等の育成支援とその役割

現 状

- 福祉コミュニティを担う組織としては、亀岡地区、保津町、曾我部町の3地域に地区社会福祉協議会があるが、他の地域での結成がなかなか進まない。
- 市民アンケートでは、社会福祉協議会を知らない人が5割（知らない2割、名前は知っているが場所は知らない3割）となっており、十分に認知されている状況ではない。
- 近年、地域密着型の草の根ボランティア・NPO団体等による地域ぐるみの高齢者支援や小地域福祉活動などが各地域に広まっており、福祉コミュニティを担う役割が期待される。

課 題

- 地区社会福祉協議会の活動内容や必要性の周知が十分に行われていない。
- 福祉コミュニティを担う組織づくりには、企画・コーディネートなどの担い手、具体的な活動を中心となって行うボランティアリーダーなどの人材の育成・確保が必要。
- 従来の地区社協だけにとらわれず、草の根レベル福祉活動を実践しているNPO、ボランティア団体、当事者団体等の連携・協力のもとで地域密着型の福祉コミュニティづくりも必要。

近年、地域福祉を支える活動が広がっており、民生委員・児童委員協議会、自治会・町内会、老人クラブのように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体、NPO法人、当事者団体のように支援の必要な人に密着した福祉活動を実践している団体があります。また、こうした団体間のつながりは、地域によって異なっているのが実情です。

地域ぐるみの福祉を進めるには、これらの活動が縦系、横系となって連携・協力することが大切であり、多様な団体がネットワークを結び、地域の身近な問題を解決する仕組みとして、地域の実情に応じた「福祉コミュニティ」が生まれることが期待されています。



～今後の展望～

地域の役割

- 地域ボランティアの活動基盤となる福祉コミュニティづくりを進めるため、自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、当事者団体など多様な団体がネットワーク化を図る。
- 様々な団体が参加する福祉コミュニティづくりを進め、地域の課題を早期に発見し、解決にむけて話し合い、地域でできることは各団体が連携・協力して支え合い・助け合い活動を実践する。

市の役割

- 多様な団体が参加し、地域ぐるみの支え合い活動の基盤（組織）を担う「福祉コミュニティ」づくりを支援します。
- 社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して、地域で身近な福祉活動を行うボランティアリーダー等の人材育成を支援します。

地域には、自治会、民生委員・児童委員やNPO、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉施設など多様な社会資源があります。地域福祉を軸として、各種団体がそれぞれの特性を活かしながら相互に連携し、地域で自立的に問題を解決する仕組み「福祉コミュニティづくり」を進めます。

【福祉コミュニティづくりの役割】

- (1) 各種団体の協力体制の場づくり
地域内で活動している各種団体の交流により、多様化した問題の解決を図ります。
- (2) 住みよいまちづくりの推進役
子育て、高齢者とのふれあい、障害者支援、青少年を取りまく環境、地域の連帯意識など様々な課題について、住民がともに考え行動する地域組織です。
- (3) ボランティア活動の輪を広げる活動
育成講座や各種事業の開催を通じて、こどもから高齢者までを対象にボランティア意識の啓発を行い、活動の輪を広めます。

具体的な活動としては、

- ① 安否確認の友愛訪問等の見守り
- ② 緊急通報や火災時の援助
- ③ 買い物の介助や代筆などの生活支援
- ④ 様々な福祉についての情報提供
- ⑤ いきいきふれあいサロンなど

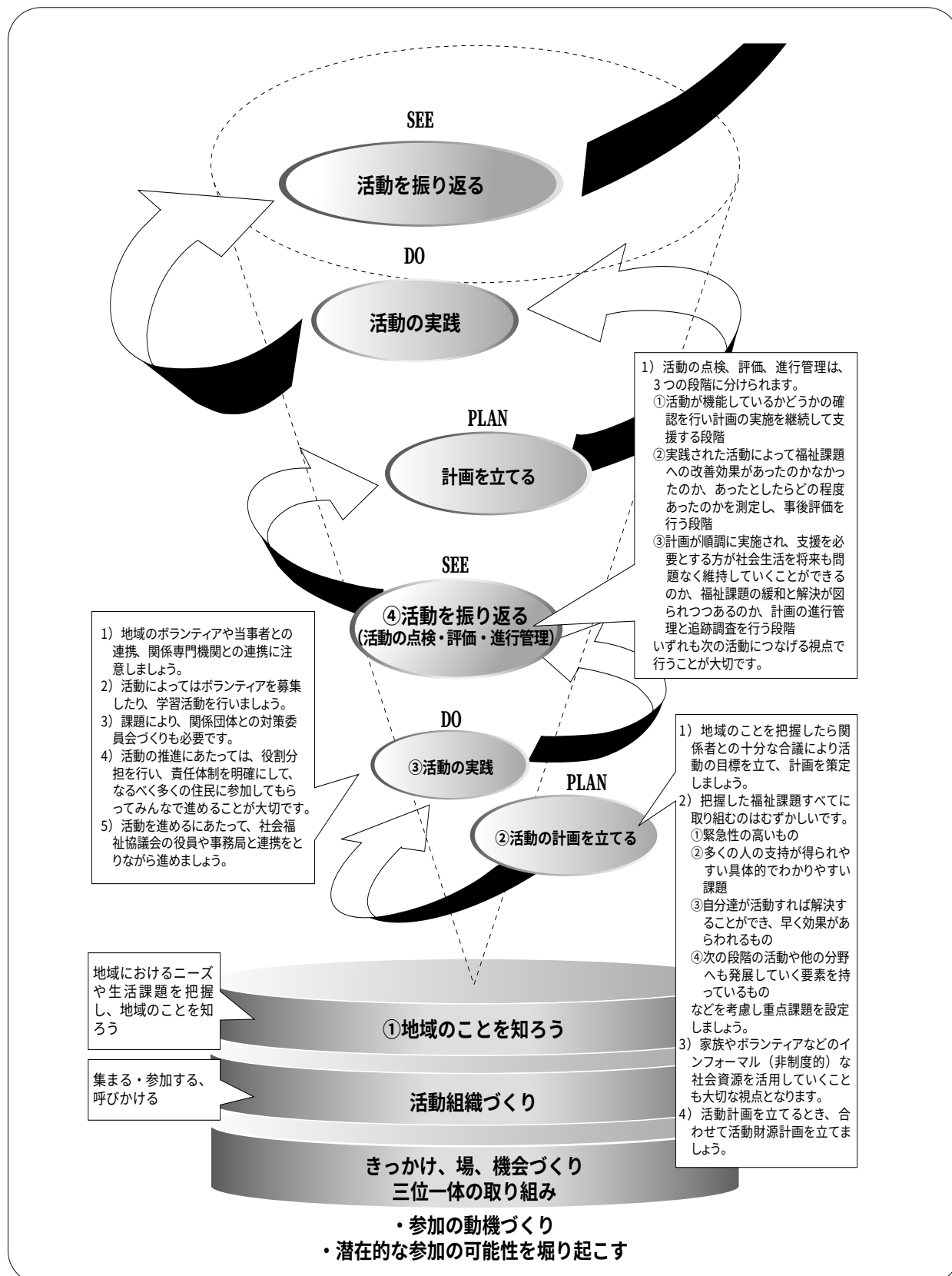
があり、住民の支え合いにより、きめ細やかなサービスの提供が期待されています。

福祉コミュニティづくりの活動が充実することで、すべての市民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、家族や隣近所とのあたたかなきずなを保ちながら、地域の一員としてのつながりを持ち、ともに生き、支え合うことによって、安心した生活を送る環境づくりを図ることができます。

■ 福祉コミュニティづくりのプロセス

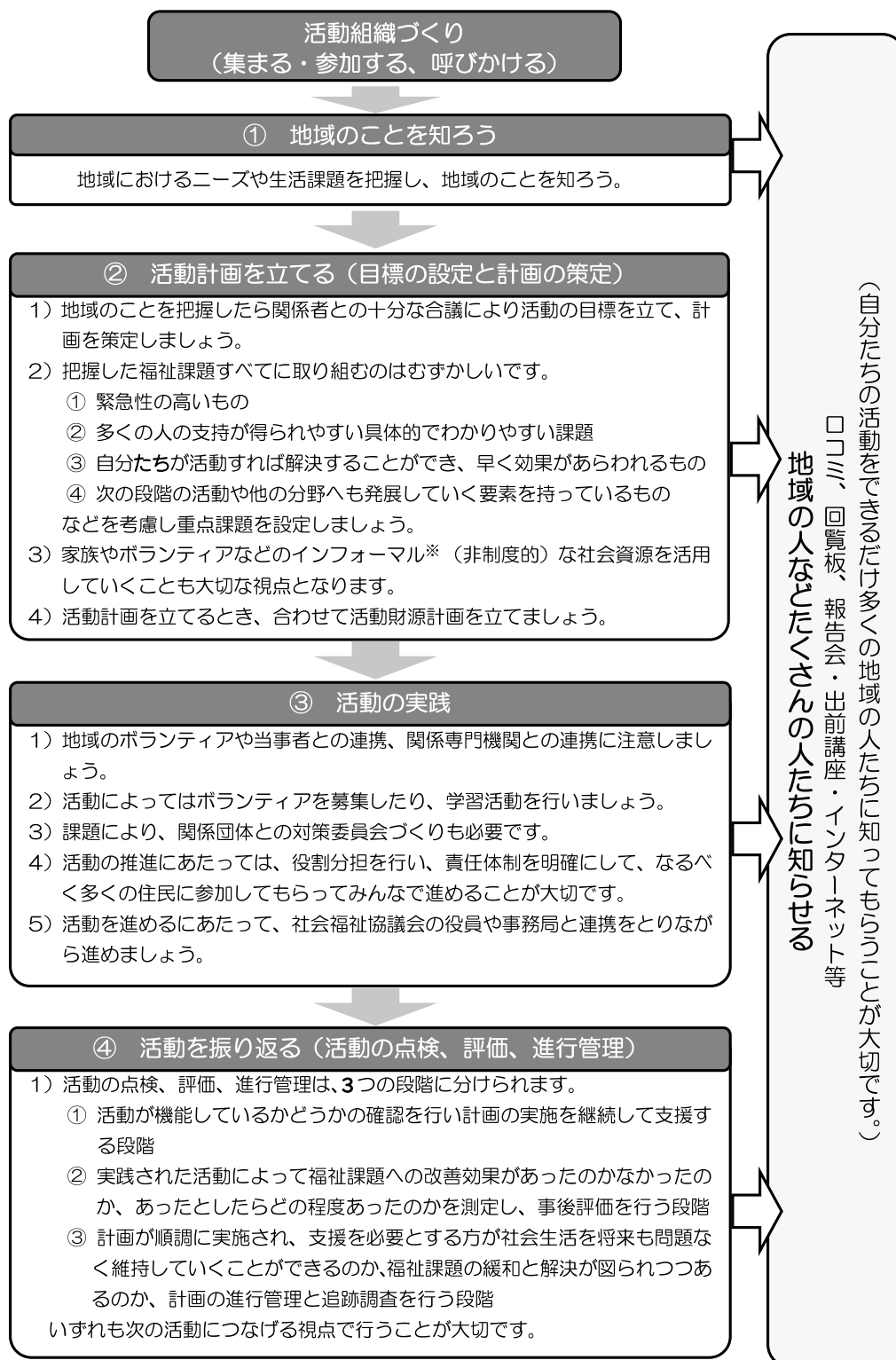
福祉コミュニティづくりは、まず、みんなが集まり・参加し、呼びかけることから始まります。自分が楽しくやる気を持ってできることから取り組んでいきましょう。そして、活動組織づくりを進めていくためには参加の動機づくりを行う「きっかけ、場、機会づくりの三位一体の取り組み」を行っていくことが大切です。自主的な活動組織づくりと参加の動機づくりが平行して行われていくことが、人材を育て、福祉コミュニティづくりを継続させていくためには重要となります。

福祉コミュニティづくりの舞台が整ったら、地域におけるニーズや生活課題を把握（地域を知る＝情報収集）し活動計画を立て、その解決に向けて知恵を出し合い具体的に活動を実践し、活動を振り返りながら（活動の点検、評価、進行管理）福祉コミュニティづくりを進めていきましょう。



インフォーマル Informal

形式ばらない、非公式のという意味であり、福祉では住民主体のさまざまな福祉活動・取り組みなどを指す。一方、「フォーマル (Formal)」とは、正式な、形式的なという意味であり、介護保険サービスなどの公的なサービスを指す。



■ 福祉コミュニティ活動に取り組もう！

「福祉コミュニティ活動」とは、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治委員、地域のボランティア、NPO、老人クラブなどが協力し、小地域（身近な生活範囲、自治会）を単位としながら、「ご近所による助け合いの仕組み」をつくる活動です。

福祉コミュニティづくりのプロセスでもふれたように、地域住民が住みなれた地域で生活課題やそれを解決するための地域資源の現状等を認識したうえで、地域のあり方をどうするかを自分たちで考え、課題解決のために主体的に取り組んでいくことが大切となりますが、様々な福祉コミュニティづくりの活動が連携しネットワークを形成することにより助け合い支え合いの輪が広がっていきます。

(5) 地域ぐるみ活動の拠点づくり

現 状

- 地域住民は、集いの場を必要としている。
- 健康づくりの場、障害のある子どもたちが定期的・継続的に活動する場、学習や講座などの文化活動を行うことができる場などが身近な地域にない。
- 施設が時代の変化や地域住民の意向に沿っておらず、柔軟に活用されていないものがある。
- 身近な地域の施設を活用してふれあいサロンやデイサービス等が行われている地域もある。

課 題

- 高齢者や子どもたちが歩いていける範囲に集いの場が少ない。
- 誰もが、いつでも気軽に立ち寄ることができる集いの場を必要としている。
- 身近にある社会福祉施設や文化センター、児童館をはじめとした地域資源を、今後どのように地域福祉の拠点として、活用できるか考えていかなければならない。
- 地域の中で集い・憩い・癒しの空間をつくるために、空き家の利用や既存施設の活用が求められている。

地域福祉活動や地域の交流の重要な拠点施設として、高齢者・障害者・児童福祉施設、文化センター、自治会館等の社会福祉施設等をはじめ、身近な地域にある様々な既存資源を活用することが求められています。



～今後の展望～

地域の役割

- 地域の自治会館やコミュニティづくりの拠点である文化センター・高齢者・障害者・児童福祉施設などの社会福祉施設等をはじめ、地域の様々な資源（集会所、空き店舗、空き家等）を活用して、誰もが気軽に交流し、支え合い活動を行う交流拠点づくりを進める。
- 祭りや運動会等の様々な地域行事に、高齢者から障害者、子育て中の親など、参加しづらい人にも積極的に参加を呼びかけ、地域の交流、ふれあいの場づくりを進める。

市の役割

- 地域住民に身近な社会福祉施設等の既存施設（高齢者・障害者・児童福祉施設、文化センター、児童館、自治会館、公民館等）をはじめ、地域の様々な資源（集会所、空き店舗、空き家、休耕地等）を活用した、地域住民が主体となって行う地域福祉を支える活動拠点づくりや交流・支え合い活動の場づくりに支援を行う。

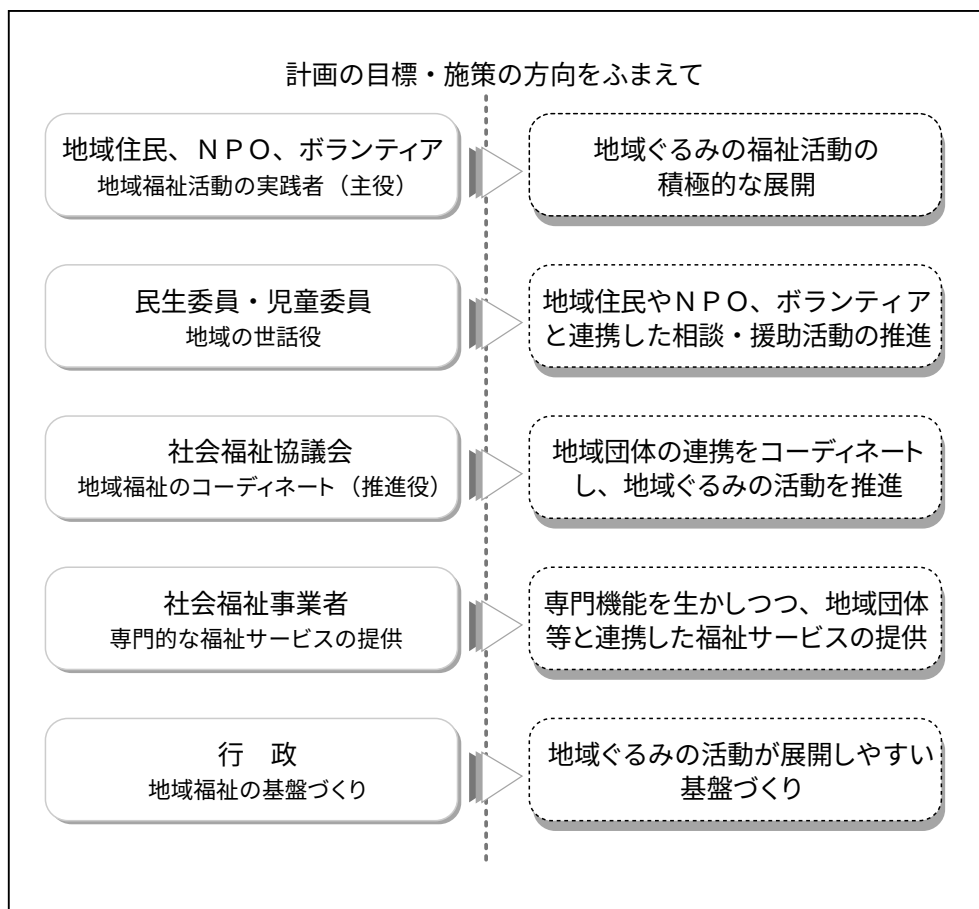
地域の既存資源を活用して身近な交流拠点づくりを進めていきます。そして、高齢者や子ども、障害者など誰もが気軽に集える場づくりや、日常の様々な地域行事や伝統行事など、昔から地域に根ざしているコミュニティ活動等を支援し、顔の見える地域づくりを進めます。

2 市、地域住民、関係団体、事業者等の共働とパートナーシップの構築

地域福祉活動の主役は、地域に暮らす私たち自身です。地域に根ざしたきめ細かい支え合い活動を進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との共働が不可欠となります。また、地域のなかで活動するNPO、ボランティア、関係団体・機関、事業者も、地域福祉の重要な担い手です。

計画の展開にあたっては、これら地域福祉を担う主体とのパートナーシップの構築を重視し、それぞれ担うべき役割を認識し、役割分担と共働の考え方のもと、効果的な施策推進を目指します。

各種団体等の役割分担



(1) 地域住民、NPO、ボランティアの役割

地域住民、NPO、ボランティアの役割として、まずは、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を深め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

そして、地域福祉の担い手として、声かけやあいさつ、見守りなど日常的な隣近所同士の交流を行うとともに、祭りや運動会等の地域行事に積極的に参加したり、身近な地域での福祉活動に参加することが求められています。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は地域の人々が自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割をはたしてきました。今後、民生委員・児童委員は「社会福祉に関する活動を行うもの」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。また、福祉サービスの利用制度から漏れる人や利用しようとしらない人への対応、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもりなど心の問題を抱えている人の発見と、それらの人々に対する相談・支援が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、住民が抱えている様々な生活上の要望を地域全体の要望としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした組織です。

このため、今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。そこで、社会福祉協議会は、誰がどのように今後の取り組みを進めていくかを話し合ったり、自治会ごとに話し合いの機会をもって、今回の計画に盛り込まれた取り組み、また、福祉のコミュニティづくりや支え合いのネットワークづくりに関して、地元住民、その他団体を交えて意見交換したりするようなかたちで地域福祉推進の先導役をはたします。

(4) 社会福祉事業者の役割

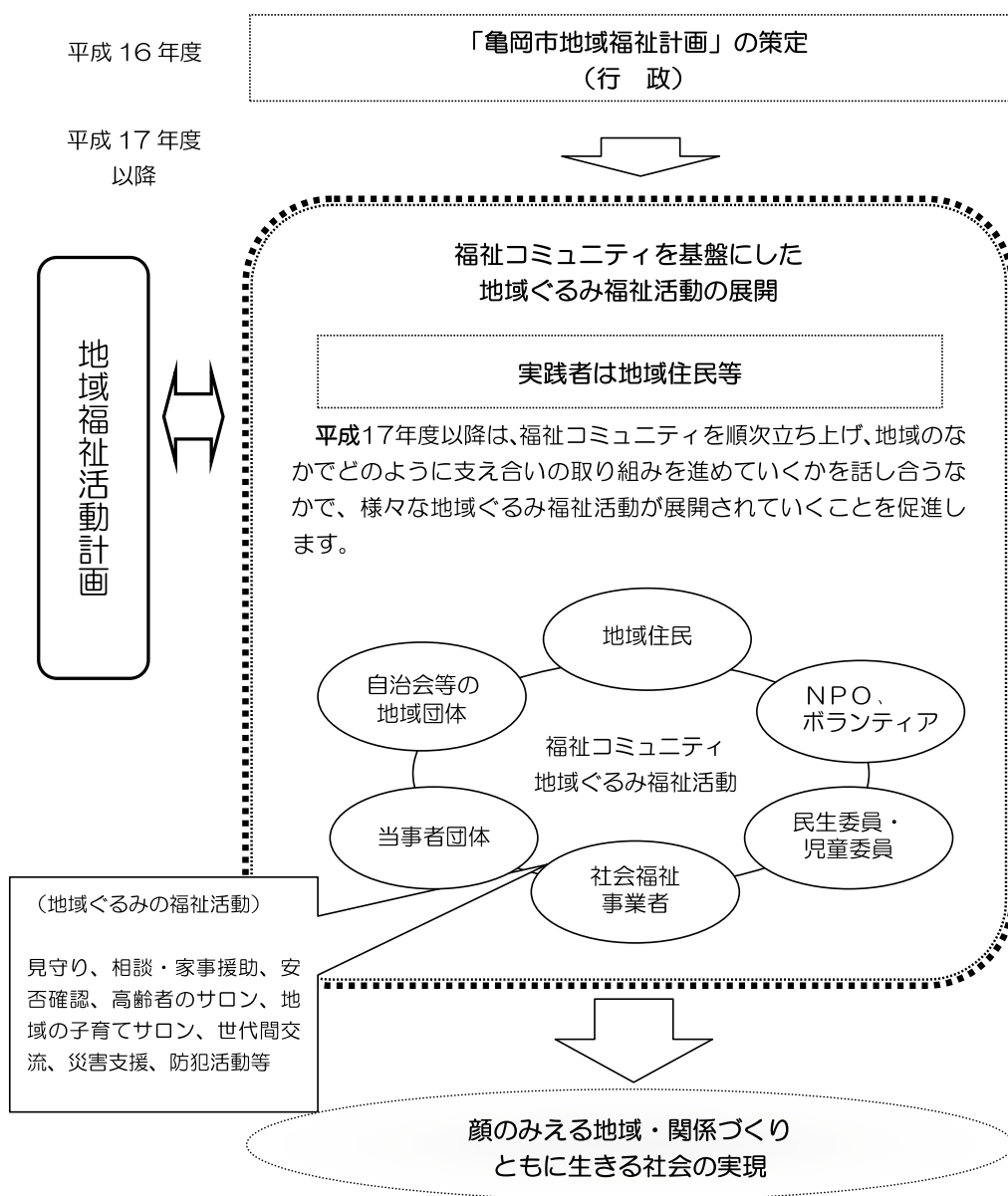
社会福祉事業者の役割として、自立支援や質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、新しいサービスの創出や住民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(5) 行政の役割

地域住民や関係団体等の自主的な取り組みが地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担いますが、その自主性の発揮を様々なかたちで支援する意味で、自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体、当事者団体などの関係機関・団体等の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、地域ボランティアリーダー等の人材育成や福祉コミュニティづくり等の基盤づくりを進めます。

各主体の連携による地域福祉の推進イメージ



3 地域福祉推進体制の整備

地域福祉を推進していくうえで、事業や活動を点検・評価し効果的な計画の推進に努めていきます。

地域の独創性や行動力へ期待し、積極的に支援できるよう、地域福祉推進体制の整備を進めていきます。

(1) 計画の効果的な推進

本計画の取り組みを進めるにあたっては、行政、地域住民、関係団体・機関、事業者が互いに共働して役割分担していくとともに、今ある資源の有効活用や潜在的資源の掘り起こし、様々な工夫や新たな取り組みを行っていく必要があります。

そのためには、市の事業や地域における活動を点検・評価するとともに、その結果が改善へとつながるような効果的かつ継続的な計画の推進に努めます。

(2) 地域の独創性、行動力への期待

本計画の策定にあたっては、「市民参画による計画づくり」を重視して取り組んできた結果、市民の皆さんから様々なアイデアや提案を数多くいただきました。

これらのアイデア・提案は、計画内容に大きく反映されています。したがって、本計画は、亀岡市の取り組み方策を定める行政計画であると同時に、地域にとっても主体的な活動を進める上での指針という性格を持つものと言えます。

今後、計画の推進にあたっては、市民自らの主体的な地域福祉活動への取り組み、独創性や行動力を発揮した先進的な取り組みにチャレンジしていただくことを期待するとともに、そのような地域の取り組みに対して、積極的に支援を行っていきます。

kameoka

資料編

亀岡市地域福祉計画策定のプロセス
亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱
亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿
福祉諸計画策定にかかる「庁内戦略会議」設置要綱

亀岡市地域福祉計画策定のプロセス

○平成15年度

実施時期	会議・事業等	内容
9月20日～10月5日	地域福祉計画アンケート調査	市民の地域福祉に関する意識調査
9月17日	地域福祉計画ホームページ開設	地域福祉の理念啓発、策定プロセス公開等
10月26日	かめおか健康いきいきフェスティバル における啓発事業	・地域福祉計画コーナーの設置 ・ミニアンケート調査
10月28日～1月31日	地域福祉カルテ調査	市内各町自治会が主体となり、地域自慢や 地域レベルの福祉活動、生活課題等を調査
12月19日～3月7日	京都府地域福祉支援計画モデル事業 (5回)	・モデル地域：蔭田野町・吉川町 ・テーマ：顔の見える地域づくり ・内容：ワークショップ、フィールド調査 ・主体：ひえよし地域福祉まちづくり推進協議会
2月24日	民生委員児童委員対象アンケート調査	民生委員児童委員の地域福祉に関する意識 調査
10月1日～3月12日	出前タウンミーティング（3回）	地域福祉に関する理念啓発

○平成16年度

実施時期	会議・事業等	内容
7月1日～8月9日	市民公募委員の募集・選考	市民委員3名
9月29日	第1回亀岡市地域福祉計画策定委員会	・委嘱状の交付、正・副委員長の選出 ・地域福祉計画の概要、策定委員会の役割
10月～11月	委員アイデア提案	地域福祉を進めるアイデア提案
10月24日	かめおか健康いきいきフェスティバル における啓発事業	地域福祉計画コーナー設置
12月3日	第2回亀岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画について（岡本委員長講演） ・ワークショップ 地域福祉活動を盛んにするアイデアを出 し合おう！
12月13～28日	委員アイデアの追加募集	地域福祉を進めるアイデア提案（再提案）
1月28日	第3回亀岡市地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画素案の説明 ・ワークショップ 地域福祉計画素案の検討 （グループ検討・発表・総括）
2月8日～18日	計画素案に対する委員の修正意見	
2月8日～21日	パブリックコメントの実施	計画素案に対する市民意見の募集
2月25日	第4回亀岡市地域福祉計画策定委員会	・今までの計画策定の経過 ・計画策定に参画して（感想） ・地域福祉計画提言書の提出
3月17日	パブリックコメント結果の公表	計画素案に対する市民意見の公表
平成17年3月	亀岡市地域福祉計画の策定	
同年4月	亀岡市地域福祉計画の公表	

亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年7月1日
亀岡市告示第129号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部こども福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

代表分野	氏 名	団 体 名 等
有識者	おかもと たみお 岡 本 民 夫◎	同志社大学 教授
	よしむら とおる 吉 村 亨	京都学園大学 教授
	よしなか やすこ 吉 中 康 子	京都学園大学 教授
市民代表	いしだ たけお 石 田 武 夫	亀岡市自治会連合会 (蔭田野町自治会長)
	かつら せいいち 桂 誠 一	亀岡市老人クラブ連合会 (会長)
	いそべ み つ ゆ 磯 部 美 都 由	亀岡市身体障害者福祉協会 (代議員)
	さいとう ひろし 齋 藤 浩 ○	亀岡市青少年育成地域活動協議会 (副会長)
	もり え み こ 杜 恵 美 子 ○	平成15年度京都府地域福祉支援計画モデル事業 (ひえよし地域福祉まちづくり推進協議会会長)
	さかい 酒 井 み ど り	公募委員
	はた み や こ 秦 美 也 子	公募委員
	にしもと たけし 西 本 武 史	公募委員
福祉事業者	いながき まこと 稲 垣 誠	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 (事務局長)
	おおもり かずこ 大 森 和 子	亀岡あゆみ老人介護支援センター (センター長)
福祉活動者	なかむら いさお 中 村 功	亀岡市民生委員・児童委員協議会 (亀岡地区会長)
	かたやま ひろ子 片 山 ひろ子	亀岡ボランティア連絡協議会 (会長)

※順不同、敬称略

※◎は委員長、○は副委員長

福祉諸計画策定にかかる「庁内戦略会議」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域福祉計画、新障害者基本計画、次世代育成支援対策推進行動計画（以下「各計画」という。）の策定に伴う調査・研究を行うとともに、庁内の横断的な情報の交換・共有化を進め、各計画の策定委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため、庁内戦略会議を設置する。

(庁内戦略会議)

第2条 庁内戦略会議は、健康福祉部長（以下、「部長」という。）が招集し、主宰する。

2 庁内戦略会議は、部長及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

3 部長は、必要があるときは、庁内戦略会議に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 庁内戦略会議に付議する事案は、次に掲げる事項とする。

(1) 各計画策定に必要な調査・研究に関する事項

(2) 各計画の策定委員会における議事・議題に関する事項

(3) その他部長が必要と認める事項

5 庁内戦略会議の委員は、各計画の策定委員会に出席するものとする。

6 委員の任期は、各計画の策定が完了するまでの期間とする。

7 庁内戦略会議の庶務は、こども福祉課において行う。

(ワーキング会議)

第3条 庁内戦略会議に、第2条第4項に掲げる事項の細部にわたる専門的な事項を検討するため、ワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、庁内戦略会議の委員の推薦により選出された職員で組織する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

2 この要綱は計画策定の日をもって効力を失う。

別表1（第2条関係）

委 員	各委員が研究・検討を行う計画（下表で○を付した計画）		
	地域福祉計画	新障害者基本計画	次世代支援対策推進行動計画
こども福祉課長	○	○	○
社会福祉課長	○	○	○
障害福祉課長	○	○	○
高齢福祉課長	○	○	○
健康増進課長	○	○	○
人権啓発課長	○	○	○
教育委員会	○	○	○
	教育総務課、社会教育課		
商工観光課長	—	○	○
人事課長	—	—	○

亀岡市地域福祉計画
支え合い助け合いのある
顔のみえるまち ～かめおか～

発 行 日◇平成17年（2005年）3月

発 行◇亀岡市 健康福祉部
〒621-8501
京都府亀岡市安町野々神8番地
tel 0771-22-3131（代）



亀岡市地域福祉計画

